

## 令和5年(2023年)第8回ニセコ町議会定例会

令和5年(2023年)12月21日(木曜日)

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
- 3 請願第 1号 国立病院の機能強化を求める請願  
(総務常任委員会報告)
- 4 議案第 4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について
- 5 議案第 5号 ニセコ町道路線の廃止について(ニセコミライ通)
- 6 議案第 6号 ニセコ町道路線の認定について(ニセコミライ通)
- 7 議案第 7号 ニセコ町宿泊税条例
- 8 議案第 8号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 9 議案第 9号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 10号 ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例
- 11 議案第 11号 ニセコ町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 12 議案第 12号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算
- 13 議案第 13号 令和5年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 14 議案第 14号 ニセコ町特別功労表彰者の決定について
- 15 議員派遣の件について
- 16 閉会中の継続調査の申し出について  
(議会運営委員会)
- 17 意見案第2号 国立病院の機能強化を求める意見書  
(提出者/ニセコ町議会議員 小松弘幸 ほか4名)

### ○出席議員(10名)

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 高瀬 浩 樹 | 2番 大野 幹 哉  |
| 3番 高木 直 良 | 4番 榊 原 龍 弥 |
| 5番 前原 孝 植 | 6番 小松 弘 幸  |
| 7番 斉藤 うめ子 | 8番 木下 裕 三  |
| 9番 篠原 正 男 | 10番 青羽 雄 士 |

### ○欠席議員(0名)

○出席説明員

町	長	片	山	健	也
副	町	山	本	契	太
会	計	加	藤	紀	孝
総	務	福	村	一	広
防	災	青	田	康	二
企	画	黒	瀧	敏	雄
企	画	阿	南	孝	宏
税	務	鈴	木	健	
町	民	富	永	匡	
保	健	桜	井	幸	則
農	政	中	川	博	視
農	業	山	田	浩	二
農	政	石	山	智	
国	営	阿	部	信	幸
商	工	三	上	進	
商	工	橋	本	啓	二
都	市	石	山	康	行
上	下	樋	口	範	幸
総	務	浅	井	理	登
財	政	片	岡	辰	三
教	育	淵	野	伸	隆
学	校	齋	藤	徹	
こ	ど	中	村	正	人
も	未	三	橋	公	一
も	来	寺	島	弘	道
町	民	佐	竹	三	郎
学	習	荒	木	隆	志
校	給				
学	校				
給	食				
セ	ン				
タ	ー				
長					
有	島				
記	念				
館	長				
代	表				
監	査				
委	員				
農	業				
委	員				
会	会				
長					

○出席事務局職員

事	務	局	長	高	瀬	達	矢
書			記	佐	藤	秀	美

◎開議の宣告

- 議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は10名です。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において6番、小松弘幸君、7番、斉藤うめ子君を指名します。

◎日程第2 一般質問

- 議長（青羽雄士君） 日程第2、一般質問を行います。  
質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
5番、前原孝植君。
- 5番（前原孝植君） 通告に従い、3問質問させていただきます。  
冬季期間の交通課題を解決するニセコモデルについて。  
今年9月の定例会にて議会が可決した冬季期間の交通課題を解決するニセコモデル、693万8,000円について、当初執行部から受けた説明と実施内容が異なっております。その件について質問させていただきます。
- (1)町民がこのニセコモデルのタクシーを利用すると一度の配車料が900円、往復で1,800円かかります。この金額設定では高過ぎて町民がサービスを受けられないと執行部は誰一人声を上げなかったのでしょうか。
- (2)実証実験の結果として、事業者側にアンケートを取る手続は済んでいるのか。
- 議長（青羽雄士君） 片山町長。
- 町長（片山健也君） 本定例会よろしくお願ひいたします。  
それでは、前原議員のご質問にお答え申し上げます。  
1点目のご質問ですが、ニセコ地区の冬季タクシー不足の解消に向けた取組、通称ニセコモデルに関しましては、広報ニセコ12月号で特集し、ご紹介しておりますが、町民の皆さんや観光客にかかわらず、タクシーアプリGOを利用しタクシーを配車した場合のみ、配車料900円が加算される仕組みで、従来どおり、町民が電話にて地元のタクシー会社へ配車を依頼する場合には、配車料900円は加算されないということになってございます。
- また、タクシーアプリGOを利用した場合の配車料900円の決定に関しましては、北海道ハイヤー協会や地元タクシー事業者から、配車料加算への強い要望と提案があったものでございまして、関係者との数度にわたる協議、検討を経て決定をしているところでございます。地元の事業者の皆様においても、経営圧迫要因となることについては慎重にならざるを得ない事情もご理解いただきたく存じ

ます。

観光客の皆さんには主にタクシーアプリをご利用いただき、町民の皆様方には従来どおり電話にて地元のタクシーをご利用いただく、このようなすみ分けを行うことで町民や観光客、双方のタクシー不足の緩和、解消を目指しているところでございます。

次に、2点目のニセコモデルの実証実験の結果として、事業者側にアンケートを取る手続は進んでいるかというご質問ですが、ニセコモデルでのタクシー利用実績のデータ蓄積、事業後の事業者側からのアンケートなどの回収や分析は、実施する方向で調整をしております。今年度の実績や事業者側からのフィードバックなどを基に、次年度以降の実施に関しての改善や検討をしてみたいと、このように考えておりますので、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） (1)について再質問させていただきます。

町民は電話にてタクシーを取れるとおっしゃいましたが、ニセコ町のタクシー会社は、電話は出られません。なぜかといいますと、ホテル側は、こういったGOアプリとかそういったところにお客さんを流したときに、事故があってはならないので、まず、今までお付き合いがあるタクシー会社に連絡します。なので、山側のタクシー利用のタクシー会社のタクシーが町民に来ることはございません。ご理解いただけますか、そこまで。今までどおり、タクシー会社はホテルを優先してタクシーを配車するということです。

もう一つなんですけれども、この900円というのですけれども、これは東京で配車は400円なんです。500円も上振れた金額が配車会社に行っています。これを町に返してもらい、還元してもらうことは可能ですか。これは町税で700万円近いお金を使って、町民はタクシーを使えない状態です。シーズンに入っても。かつ、町民の血税が700万円流れたにもかかわらず、どこの会社が、どこの誰が利益を得たのか、しっかりお金を追ってください、お金の流れを。今回このニセコモデルで荒稼ぎをしているのは、タクシーGO配車です。900円という配車料金が1社の会社の中にどんどんお金がたまっていきます。これがほかの地方でもやられたらどうなりますか。ニセコがやったものだからといって、ほかの自治体でやられたら、どんどんその1社がお金が、どんどん利益がそこに入るだけです、このモデルは。愚策ですよ、これは。

ここまで理解できる方はいらっしゃいますか。お金が全部タクシーGOアプリに流れているんです。そして、町民はタクシーを、地元のタクシーは使えません。お伝えしたように、なぜかといいますと、ホテルの人たちが一番使いたいのは地元のタクシーだから、そちらに配車を頼んでいるんです。そのシステムをご理解してください。今までの質問で理解できないことがあればお答えしますが、よろしくお願い致します。

○議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○企画環境課長（黒瀧敏雄君） 前原議員のご質問に、私のほうからちょっと説明させていただいてよろしいでしょうか。

まず、900円の内訳についてなんですけど、GOアプリのほうの内訳としては、そのうちの180円頂きますと。それで残りの720円についてはタクシー事業者、今、タクシー事業者が北海道で7社、東京か

ら1社という形で、その7社の部分と東京の1社の部分を含めまして、その部分が720円の配車手数料をもらうという今の仕組みになっているというのがまず実態です。

今、前原議員がおっしゃったように、確かに地元の人の足になっていないというのは、おっしゃるとおりだと思っています。その関係については、我々も今後、地元の足になるようなことを考えないといけないなということは我々原課のほうでは考えておりました。今後、その辺についてはしっかり考えていこうということで考えています。

それともう一つ今おっしゃった今回900円という根拠なんですけれども、実際、先ほど町長の答弁にもちょっとお話しさせていただいたんですけれども、その900円の根拠というのは、地元のタクシー事業者を含めまして、その根拠をどうするかという話になったときに、逆にその配車手数料を全く取らないということは、とても納得できないという話があって、当初はもう、2,000円でも3,000円でも、場合によってはそのクリスマスとか正月はもっと、1万円ぐらい、極端な話、取るべきじゃないかみたいな、そんな議論もあって、最終的に、タクシー事業者の話も含めて900円というふうに着いたということは、ちょっと私のほうから補足で、理解していただきたいなと思います。以上です。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 前原議員から愚策ということを言われましたが、今、全国どこもタクシー不足でして、今回、ニセコでタクシー不足を何とかしたいと、これは運輸局長のところにも行きました、道庁の幹部にも何とかならないかというお願いに行きました。その中でやっぱりどこもタクシー不足で、東京も札幌も実質的にはタクシー不足していると。今の現状では回せないということになりました。

その中で今、実際にホテルに泊まれた方が、もうロビーで朝から動けないと。この実情を何とかしたいという訴えをさせていただいて、その中で、国交省や北海道庁が大変な今回ご尽力をいただいて、全国ハイヤー・タクシー協会の皆様のご協力もいただいて、特別に、ニセコの今の本当に動けない実情を何とかしたいということで、今回、タクシーを札幌と東京からということで応援をいただいた制度でございます。

具体的に、こういった解決策があるということがあれば、前原議員からきちっとご提案賜ればありがたいというふうに思いますけれども、これは全国でも、こういうことをやろうと動いたところはこれまでも幾つかあります。ご承知のとおり、沖縄や軽井沢でも今本当に深刻なタクシー不足と、時期によってですけれども、あって、こういうことができないかと動いていて、今回はニセコが、そういう面ではニセコモデルとして一回やってみよう。それで本当にこういうものがあるのであれば、タクシー不足で本当に困窮している地域に、タクシー事業者もみんな協力しながらできないかというって生まれた制度であります。

先ほど担当課長から説明申し上げたとおり、地元のタクシー業者さんとしては、やっぱり経営圧迫要因になっては、大変これまで頑張ってきて、そしてしかもコロナ禍も乗り越えて持続しているのに、言ってみれば、私たちが頑張ってきたことが全部応援部隊に持っていかれては困ると。だから差をつけてほしいと。だから2,000円でも3,000円でも配車料を高くして、地元の皆さんが地元で使えるようにしたいというのが地元のタクシー会社の意向であります。そんな中の話合いを何度も重ねた結果、

今回の配車料が決まり、そして、11台、このニセコに持ってきていただけるということが生まれたわけであります。

今回の内容を見ていただければ分かると思いますけれども、タクシー業界の中では、今まで全くできなかったこと、それが今回、ニセコモデルとして、タクシー事業者さんの合意も得て、そして国土交通省や様々などところの応援によって初めてできた制度でありますので、その辺の規制の中のいろいろな要因を乗り越えて、そして、ニセコモデルとしての多少の緩和もしていただいて今回動くということになったわけでありますので、ぜひそのニセコ地域が本当にタクシーに困窮しているという実情もご理解賜れば大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再々質問させていただきます。

その配車料、差額2,000円でも3,000円でも取ったらいいということなんですけれども、取った分をなぜ町のほうに還元せずにタクシー会社に還元しているんですか。

それともう一つ、中頓別町の、2017年にU b e r の利用でライドシェアを実証実験されております。なぜ、U b e r が使えて、またこの2023年になってタクシーGOという日本のアプリに変わったんですか。ニセコ町では冬シーズン、たくさん海外のお客様が来られます。であれば、海外のU b e r のアプリを使えばいいじゃないですか。なぜこのタクシーGOになったんですか、お聞かせください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 地元の事業者さんを含めていろんな話をする中で、U b e r の仕組みを導入というのは、タクシー事業者さんのほうではなかなか納得できないということでありますので、U b e r は、前原議員もご承知だと思いますけれども、東京で、ではU b e r をやったとき、U b e r が広がったかという、実際には広がっていないんです。それはやっぱり事業者さんとの話合いも非常に重要です。そんな中で、今回、全国ハイヤー・タクシー協会の、あるいは北海道ハイヤー協会の、また北海道のタクシー協会の皆さんのご努力で、今回制度を入れさせたということであります。

中頓別町は、ご承知かと思いますが、人口が少なく実際にタクシー事業者がなくなってしまったんです。それで町として、新たな仕組みということで、特例として認められた制度でありますので、その辺は、ニセコの場合のタクシー不足の量は、中頓別町とは全く違う社会的実態にあるということをご理解賜れば大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 次の質問に移ってください。

○5番（前原孝植君） 次の質問に移ります。宿泊税について。

令和5年（2023年）3月にプレスリリースを発表したニセコ町の宿泊税導入について質問します。

(1)時間軸について、様々な議論の上に定めた定率制、令和6年（2024年）11月からの導入を目指しているのにもかかわらず、なぜ急遽、十分な説明なしに段階定額制に変更になったのでしょうか。一番の大きな理由をお答えください。

(2)次に税収について、段階定額制では海外富裕層から得られる税も得られません。税収も2,000万円の減です。長年ニセコ町でペンションを運営されている事業者の方々、毎年楽しみに来ていただいている日本国内の旅行者に負担がかかるのが段階定額制です。それでも定率制を選択しない理由をお

教えてください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの宿泊税につきましてのご質問にお答え申し上げます。

宿泊税の税率を定率制から段階定額制に変更することは、去る10月17日のニセコ町議会全員協議会にて、議会議員の皆様にご説明したとおり、今後、北海道でも宿泊税を導入する見込みが高くなったことに伴い、実際に宿泊税を徴収する役割を担っていただく宿泊事業者の皆様のご負担を軽減するためには、段階定額制に変更すべきと判断したためでございます。

なお、当日の全員協議会では、前原議員さんからも、宿泊事業者の事務負担は、定率制と段階定額制のどちらが多いかといった趣旨のご質問をお寄せいただき、定率制のほうが負担は大きくなる場合が多いと担当課長からご説明させていただいたとおりであります。

なお、本町において、宿泊税の導入を目指すことと、その税制を定率制とすることを正式に表明したのは、同じく本年3月1日に開催された町議会全員協議会となります。それ以降、観光を取り巻く課題は喫緊のものが多いことから、宿泊税は一刻も早い導入を目指すことを様々な機会でご説明させていただいてまいりました。当時、本町では、6月定例会での条例案上程を視野に事務を取り進めておりましたが、宿泊事業者をはじめとした皆さんからお寄せいただいたご意見や、町議会の皆様からのご指摘を受け、さらに地域内の合意形成と宿泊税制度の熟度を高めてから条例案を上程すべきと判断し、その旨は5月31日の町議会全員協議会でもご説明させていただいたとおりでございます。

なお、その後、本町では、宿泊事業者をはじめとした多くの皆さんと様々な機会で見意見交換を重ねてまいりました。また、その頃より、北海道庁内でも、宿泊税導入の議論が高まってきたため、観光振興監をはじめ道庁観光局との意見交換を重ねた結果、北海道も宿泊税の導入意思は固く、さらに、定率制ではなく定額制での導入を目指していることを確認した次第でございます。

前原議員ご指摘のとおり、確かに税制は定率制のほうが税収は高く見込み、納税者の負担割合も一定となります。しかしながら、もし仮に本町が定率制での導入を推し進めた後、北海道が定額制で導入した場合、実際に徴収事務を担っていただく宿泊事業者の皆さんには非常に複雑な事務処理をご負担いただくことが明白でございます。さらに、納税者である宿泊客の皆さんの負担額も分かりにくくなるため、宿泊施設において、事業者とお客様の間で混乱が生じることなどが想定できることなどから、同じ宿泊税でありながら異なる税制を併存させることは避けるべきではないかと判断した次第でございます。

なお、本町では、段階定額制へと変更することを表明した後、説明会やパブリックコメントに限らず、これまで以上に積極的な意見交換を重ねてまいりました。これらの意見交換を通じ、多くの宿泊事業者の皆さんからは、定率制よりも事務負担が軽減することになることなどから、おおむね好意的にご理解いただいたものと判断をしているところでございます。

しかし一方で、企業努力により、お求めいただく安い料金設定をしている事業者の皆さんからは、定率に比べて逆にお客様の負担が増えることに対する懸念の声が寄せられてきたものでございます。このため、町では、そのような事業者様との議論を重ね、宿泊総額に占める宿泊料金の実態など、踏み込んだ内容も教えていただきました。

お諮りしている条例案は、それらの意見交換を基に、規定として、当分の間、宿泊料金5,001円未満の場合は、税額を半額する措置を盛り込み、事業者の皆様からも一定のご理解をいただいた次第でございます。

繰り返しとなりますが、町議会の皆さんには5月31日の全員協議会において、宿泊税制度の熟度と合意形成をさらに上げた上で条例案を上程するという事を申し上げてまいりました。町では、その後6か月間にわたり、北海道の宿泊税議論をはじめとした外的要因も踏まえながら、多くの皆様との意見交換を重ねてまいりました。現在お諮りしている条例案は、これまでの皆さんのご意見に誠実に向き合いながら、政策も極力かなえられる内容を目指し、熟度を高めたものとなっておりますので、どうかご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再質問させていただきます。

12月21日にご説明がありました資料を拝見しますと、こちらは免税点と負担感という、ご用意していた資料なんですけれども、これを拝見しますと、定率制2%に関しては10万円以上の富裕層のお客さんからの収入がほぼです、その差額2,000万円に対して。もう一つが、半額にするとお伝えした、先ほどの施策なんですけれども、半額をしなくても、定率制2%であれば半額です、既に。なので、そんなまどろっこしいことをせずとも、定率制2%であればそのままできるということです。それで、定額制を進めるということは、この2,000万円をどぶに捨てるというものです。10年たてば2億円です。2億円の税収をどぶに捨てるという施策を通そうとしています。

もう一つ、事業者負担についてですけれども、これは、定率制と定額制の事業者の負担なんです、記帳とかは手でやっているものではないですよ、システムでやっているんです。一回の最初のインストールで済むんです。なので、事業者には負担はかかりません。かかるとすれば、そのシステムを移行する際のシステム費だけです。でも、そちらのシステム費は町で負担するとおっしゃいましたよね。そうですよね、大丈夫ですか。事業者が、この事業負担が増えると先ほどおっしゃいましたけれども、その事業の打ち込み等々はございません。システムを変更するだけです、実際に負担はかかりません。道庁に合わせて定額制にするとおっしゃっていますが、ニセコ町と倶知安町は、北海道の中でも、日本の中で唯一富裕層がたくさん来る場所です。なので、そこと合わせるという理由がよく分かりません。しっかり取れるものをしっかり取る。なぜそれができないんでしょうか、お答えください。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） ただいまの前原議員のご質問に対して私のほうから何点か説明をさせていただきます。

まず、その定率制という部分で前原議員がご指摘というのは、特に富裕層の部分でしっかりと宿泊料金に応じたご負担を求めるという部分をなぜしないのか、そういったところかと思うんですが、私どももそこら辺は重々承知をしております。確かに当初定率制で設定しておりました税収よりも幾分か落ちます。その点については、事業者の皆様からも、少なからず、たくさんお金を払っているところから負担してほしいというようなご意見もいただいているのも事実です。私どもとしましても、10年間この制度のまま走り続けるというつもりはございません。実際に、ただ、今提案している定額



制の2,000円という金額は、日本で初めての金額でございます。なので、ここを突破口としまして、今後、なるべく富裕層ですとか、その高価格帯の皆さんに応分の負担をしていただくような制度は、実際に走り始めてから、実際の状況を見たりですとか、皆さんの議論を重ねたりしながら、条例改正に踏み込んでいきたいなというところがございます。

もう一つ、システムということでおっしゃいましたけれども、確かに大きな施設ですとか、前原さんのようにシステムとかITに関するリテラシーの高い方については、もう既にシステムを導入されている方がいる一方で、ニセコ町にはいまだ帳簿を手書きされているですとか、実際に商工会にいろんなことをお願いされているというような小規模事業者もでございます。やはりそこら辺の部分も踏まえた中で、どういった導入の仕方がいいのかという部分がある中で、システムで、ぽんと、がらがらぽんという形でできないというところがあるのもご理解をいただければと思います。なので、そこについても、これを機会に、なるべくシステムですとか、そういったものを小規模事業者さんに導入していただきたいという部分がございますので、それは先ほど前原議員がおっしゃったようなシステム導入の補助ですとか、そういった部分をなるべくやりやすい形で今後考えていきたいと思っていますので、どうかご理解をよろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 事務負担はかからないと言われましたけれども、結構大きいところからも、パーセントと定額制、両立をやることはもう大変な事務負担だということを現場の声として聞いておりますので、ぜひその辺、現場からの声ということでご理解賜れば大変ありがたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再々質問させていただきます。

先ほどの答弁で、幾分か落ちるとおっしゃいましたが、幾分かではなくて2,000万円です。金銭感覚が違います。2,000万円落ちるんです、税収が。これが続けば、10年だとお伝えしました2億円です。10年続けることはないとおっしゃいましたが、であれば定率制で進めて、必要があれば定額制に戻せばいいのではないのでしょうか。

もう一つ、事業負担についてですけれども、システムを使えない方がいらっしゃるの存じております。しかし、それは何%でしょうか。80%以上の方はシステムを使っているのではないのでしょうか。予約システムでもそうです。電話で受けているんですか。であれば、その10%、20%の方に親切に対応すればよろしいのではないのでしょうか。80%以上の会社はシステムを使っております。

質問になりませんが、すみません、そういった思いです。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） これまでも、もちろんシステムを入れているホテルさんを含めて、そういう事業者さんからも、率と定額とを併存する場合、例えば5人のお客さんが来られて、お子さんがいて、それを1人当たりの額に換算、置き換える作業、そしてもう一つはパーセントでやる。これが併存すると大変な事務負担になって、単純に機械で自動的に入れれば変えられるというものではないと。だからそういう面では相当事務負担あるので、何とか一本化してほしいというのは、大きな声として

我々は受けておりますので、その辺の現場からの声についてもご理解賜れば大変ありがたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 次の質問に、お願いします。

○5番（前原孝植君） ニセコ町まちづくり基本条例について。

ニセコ町には様々な審議会がございます。観光審議会、環境審議会、水資源保全審議会、この定例会も含めてですが、現在では動画配信が行われておりません。議会側では既に動画配信に向けて事務的な準備は進めております。ほかの審議会の動画配信準備はいかがでしょうか。

新庁舎が建ってから1年と半年、何百万円もする機材を購入しておきながら、町民への動画配信を放置。ニセコ町まちづくり基本条例の第2章第2条、情報共有の原則、第4条、説明責任、第5条、参加原則、第3章第8条、情報の収集及び管理、第6章第21条、会議の公開に明らかに違反しています。

(1) 町がつくった条例、町長ご自身で違反をしている誤認識はありますか。

(2) 数か月前から、町側には幾度も要請しておりましたが、なぜかたくなに協力しない姿勢であったのでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのまちづくり基本条例に関するご質問にお答え申し上げます。

まず、一つ目のご質問ですが、観光審議会、環境審議会、水資源保全審議会など、町の審議会は原則公開で全て実施をしております、ニセコ町ホームページやラジオニセコで開催案内をしております、どなたでも傍聴可能なこととお知らせしております。そうしたことから、ホームページやラジオニセコで開催を知り、実際に町民の皆さんや遠方から傍聴に来られる方もおられます。また、審議会終了後は議事録をホームページに公開したり、広報紙で町の話題で紹介するなど、情報共有に努めていることから、まちづくり基本条例に違反をしているという認識は持っておりません。

また、まちづくり基本条例、これまで、当初の検討から124回ぐらい実は会議を行っており、そのほとんどに私は出席しておりますが、情報公開手段として、動画配信というものは、そもそも条例制定過程の中での議論にはなっておりませんので、条例上の問題ではないというふうに理解をさせていただいているところであります。

2点目のご質問につきましては、動画配信による公開については、ニセコ町まちづくり検討委員会、ニセコ町広報広聴検討会議、関係課など及び委員の意見などを聞いて、今後、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再質問させていただきます。

動画配信しない理由が分からないんですけれども、このニセコ町の役場の中では動画配信をしております。であればこちらの議会も動画配信していただきたいという旨を再三副町長に、3度、4度、メールしておりますけれども、議会のほうでもんでくださいという言葉だけでした。それにおいて議長に、13日、定例会の前にご相談しました。そうすると、議長のほう、早速動いてくれました。定例会の後にこの動画配信について議論しましょうと。議会の皆さんを集めて議論していただきました。そのおかげなのか分かりませんが、事務局長のほうも動いていただき、本日録画されていると

思います。そういった声を聞いて、ボトムアップで役場のほうで動いていただけることはできないでしょうか。副町長にはもう2度、3度、お伝えしていますが、一向に動いていただけないという事実がございます。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 今の関係でございますが、前原議員から以前からいただいているというのは事実でございます。それに関しては、議会の公開という内容でということでございますので、私のほうからは、それに対しては議会の皆さんのご決定といたしますか、議会のほうでの配信するしないということ、運営自体は議会ということになるものですから、そちらで決めていただく必要がありますと。ただ、議会のほうでお決まりになるのであれば、町のほうで予算化するということについては可能でございますということは都度お話をさせていただいているというふうに記憶しております。それがために今回、今、前原議員のほうからもおっしゃられたように、議会のほうで最終的には、何日でしたか、決定をされたということで正式に伺いましたので、役場のほうにつきましてもそれについて、それでは早速ということで対応させていただき、今日の録画スタートとなっているということでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 再質問させていただきます。

であれば、本日議会から動画配信はされるということをお約束していただけますでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） そのこのところのちょっと私どもの意図がご理解いただけていないのが申し訳ないところでございます。この内部での議会の配信ということにつきましては、議会のほうでお決めいただくということでございますから、その旨私はこれまでもお話をしておりますが、今後の、今日の例えば録画をいかに配信するのか、例えば2次利用についての規制をするのかしないのかとか、様々な議会の内部的な配信についてのルール決めといたしますか、そういうことも必要であろうと存じますので、これについて、私どもがこうしてくださいということで、これを配信させていただきますということではなく、やはりこの議会の中での配信については、議会のご決定を待って、それについて対応してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 次に、7番斉藤うめ子君。

○7番（斉藤うめ子君） 通告に従いまして3件質問させていただきます。

1件目が、シビックプライドを醸成するまちづくりのことですけれども、日本ではシビックプライドという言葉がまだ新しく聞かれるかと思えますけれども、このシビックプライドというコンセプトは、もともとイギリスが100年以上前に産業革命がもたらした都市の大きな変化によって、アイデンティティを築くために生まれた概念とされています。

今、全国でシビックプライドの醸成に取り組む自治体が広がっています。シビックプライドとは、私たちのまちをより住みよいまちにするために、自らが積極的にまちづくりに関わり、自分がこのまちの未来をつくるという当事者意識を持ってまちづくりに参画しようという自負心、自信と誇りのことです。

シビックプライドの主体はそこに住む住民であり、まちづくりやまちと人との関係を築いていくことが基本です。ニセコ町ではシビックプライドをどのように進めていくか、町長に伺います。また、これは社会教育の分野でもありますので、教育長にも伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

シビックプライドとまちづくりの関係について、ニセコ町まちづくり基本条例の前文において、私たち町民として住むことが誇りに思えるまちを目指すことを掲げております。また、25年ほど以前から、私たちは誇りに思えるまち、それから、自ら考え行動するまちを目指してきた、それ自体がシビックプライドではないかというふうと考えております。斉藤議員のおっしゃるシビックプライドの意味を内包している一文ということで、このまちづくり基本条例の前文にも掲載させていただいているところであります。

また、第6次総合計画策定においては、町民の皆さんのワークショップでもシビックプライドがキーワードとして掲げられております。その位置づけについては、まちづくりを行う中で、主に町民の間で、また、暮らしの中で生まれるものであると認識しております。引き続き、進むことが誇りに思えるようなまちづくりを町全体として進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

シビックプライドの醸成につきましては私も大変重要なものと考えております。社会教育の分野においては青少年交流事業、いわゆる少年洋上セミナー、少年の翼セミナー、また、小学生リーダー研修などの事業においてニセコ町の歴史・文化を学び、人間性豊かで郷土を愛する心を養う取組を実施しております。また、ふれあい町民運動会、全町ソフトボール大会や、全町9人制バレーボール大会など、町民の皆様が参加するスポーツ事業を通して積極的にまちづくりに関わるなど、地域コミュニティの醸成を図っております。

教育委員会としては、今後もシビックプライドの向上を図れるような事業を継続して実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 今、町長と教育長から答弁いただきましたけれども、確かにまちづくり基本条例に掲げています。ただ、それを町民が、教育長もスポーツとかいろんなことを通して町との関わり合いを深めていくというお話がありましたけれども、私はまず、ニセコ町のシビックプライドの課題として、私はできるだけ多くの町民の皆さんが、できれば少しでも本当に多くの皆さんにニセコ町そのものを知ってもらふ機会を設けるということが重要でないかと思っています。それがシビックプライドの第一歩ではないかと考えています。ニセコってどんなまちなの、町民の方々がまず知って、そして町内に来られた方々、観光客、また移住してこられた方々、そういう方々に対しても、このまちのことについて尋ねられたら答えられる町民であることが、このシビックプライドの第一歩ではな

いかなというふうに思っております。

そこで、今いろいろと思い出しているんですけども、このニセコ町に私が移住してきたときに、ぐるっと羊蹄まちしるべという、翌年だったのでですけども、2007年、そういう羊蹄山ろく地域観光ガイド検定試験というのがありました。私もすぐそれを受けまして、こういう、今お持ちしたんですけども、上級の検定書をいただきました。これは2009年10月25日と記されています。これは、今から14年前になるんですけども、今これはどうなっているのでしょうか。

それから、教育長はよくニセコ学ということをおっしゃるんですけども、このニセコ学というのはすばらしいなと思っているんですけども、これをちょっと調べてみましたら、これも中学生が考えたニセコガイド検定ということで、今はもう、これは2021年ですか、ニセコ中学の生徒さんが、町を歩いて、いろんな問題集、ニセコガイド検定の作成を取り組んで、学校の生徒だけじゃなくて、町民がガイド検定に挑戦することでふるさとのよさを再認識してもらうことを目標としているというふうに、これはインターネットに出ているんです、ニセコ学のところで。それで、今は初めた1年生は3年生になっているかと思うんですけども、このニセコ学をどのように活用しているのか、ここにうたっている文句がどのように町民、学校でもされているのか、その点を伺いたいと思います。

それから、もう一点あるんですけども、もう一つ、私もよく分からないんですけども、ニセコ大学、それから、その関係でもう一つ、ちょっと資料はないんですけども、都市未来研究所ですか、の活動がずっとされてきたかと思うんですけども、まずニセコ町を知るためには、そういうことが過去にずっとあったと思うんですけども、現在どうなっているのか。今三つ申し上げたんです。ぐるっと羊蹄まちしるべとニセコ学、それからニセコ大学、その辺をぜひ教えていただきたいと思っています。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ぐるっと羊蹄まちしるべ、ちょっと今どうなっているか、調べてみないと分かりませんので、後でどのようになっているか、ちょっと確認したいと思います。ただ最近、書籍等を見ていないので、活動しているかどうかも含めて調べてみます。

あと、今言われた都市未来研究会やニセコ大学につきましては、住民の皆さんのグループの中で進められている研究会で、私ども具体的な活動内容については承知しておりません。私も何回か勉強会には誘われて、受講させていただいたり、あるいは私が発言する場もこれまで何度かありましたけれども、その活動実態についてはちょっと承知しておりませんので、ご理解賜ればありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 齊藤議員の再質問にお答えします。

ニセコ学につきましては、これまでも中学校が継続して実施しています。特に中学校はニセコ学検定の中で、ニセコガイド検定というような形で独自に取り組んでいます。実際に、彼らは座学だけの勉強ではなくて、実際にタブレットを持って、有島記念館ですとかニセコ大橋ですとかニセコ狩太神社などを撮影する中で問題づくりをしていると。できるだけ体験的なそういう問題をつくろうという

ことで取り組んで、当時全員がやったものを先生と協力して精査して、ニセコ学検定ということで、これはどなたも取組ができます。昨年は一般の方、取材した地元の方に来ていただいて、発表会を見ていただいて、実際にそれを操作してもらうというようなこともやって、実際に今、教育委員会としては、小中高含めて、小学校のほうでもそういった取組をお願いしています。高校のほうでは、有島記念館ですとか、特に高校生は地元出身以外の方もいるので、よりニセコ町のことを知ることは大事だということで、ニセコ高校でも今度新たな取組として取り組む予定でございます。

私としては、できれば社会教育委員会議など大人の方もニセコのことを知るような、そういった機会、そういったニセコ学検定が、学校の幼小中高から、さらに一般の大人の方も参加できるような、そんな取組にして、地元のこと、ニセコのことを幅広く理解できる、そういうことが大切だということふうに考えて、そのような取組をそれぞれ学校、あるいは社会教育委員会議などでも取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） 町長と、それから教育長から答弁いただきましたけれども、先ほど言ったぐるっと羊蹄まちしるべについては今どうなっているのか分からないということなんで、これは非常に残念だなと思っています。これはニセコ町内だけじゃなくて、羊蹄山を囲む地域を、歴史も、それから農業から、それから自然を含めた学習なんですね。私もこれを取った、10年か11年前ぐらいですか、2回バスツアーのガイドをしたことがあります。そういう機会があったんですけども、せっかくこういうガイド検定をいただいたのに、生かすチャンスがないんですけども、これはぜひもう一回検討していただきたいなと思っています。

それから、先ほどのニセコ大学のことなんですけれども、町民の皆さんが自主的に何かされているようなんですけども、それこそシビックプライドの基本じゃないかと思うんです。これをやっぱりもっと生かすべきじゃないかなというふうに思っています。

それと、教育長がおっしゃったニセコ学、先ほど申し上げたように、中学校内ではやっていらっしゃるというふうに受け止めたんですけども、一般の町民向けにはまだ広げてはいないわけですね。ですから、そこをちょっともう一回お聞きしたいんですけども、これはぜひ考えていただきたいなと思っています。

それと、ちょっとここに持ってきたんですけども、私は有島の里というこの本を、ニセコに来たばかりの頃に、たまたま有島記念館で朗読を聞く機会がありました。これは本当にこのニセコの歴史というんですか、本当に初めの歴史、これはすごく感動しまして、これは何とか手に入れたいということで聞きましたら、何と今、商工観光課の課長をしていらっしゃる阿部課長のお父様が書かれたんですね。これなんかも本当に皆さんに読んでいただきたいなという内容です。

それで、今どうなっているのか、もう一回お聞きしました。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 齊藤議員の再々質問にお答えしたいと思います。

まず、ニセコ中学校でのニセコガイド検定につきましては、ホームページから一般の方も利用できるということになってございます。ただ、60問あって、最後まで行き着かないと、途中でちょっとや

めることができないので、結果を、最後まで行くということで、ちょっとなかなか一般の方が利用すると時間がかかるようなこともあるので、その辺りについては学校と相談して、よりシステムの活用しやすいような、そういった方向を現在検討しているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○企画環境課長（黒瀧敏雄君） 議員の先ほどの質問で言っていた、ぐるっと羊蹄まちしるべの関係なんです、この関係については、羊蹄山麓7町村で、当時というか、今ちょっと停滞しているのは事実です。事務局が当時は羊蹄山麓商工会広域連合協議会というのがありまして、真狩村の商工会が担当しているという記録がちょっと残っている状況で今止まっております。というところで、そういう状況だということだけ、ちょっとここでご説明させていただきます。

○議長（青羽雄士君） 次の質問に移ってください。

○7番（斉藤うめ子君） 学校の断熱改修についてです。

今年7月に国連のグテーレス事務総長が、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が来たと警告しました。これは本当に北海道も大変な暑さ、近年大変な暑さで、今、エアコンを設置することを順次学校で決めていっていますけれども、文部科学省の調査では、公立の小中学校などでは、昨年の時点で96%の教室に冷房設備が導入されているとのことですが、断熱対策については把握されていません。エアコンを設置しても学校の断熱性が低いため、冷房の効果が十分上がらないという報告があります。ニセコ町も来年度から幼児センターをはじめ、順次学校への設置が決まっています。子どもたちが一日の大部分を過ごす教室が、夏も冬も快適に過ごし、学習に集中できる環境を整えるために、断熱改修も早急に進めることが必要ではないでしょうか。町長、教育長のお考えを伺います。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

学校の断熱化などにより教室の学習環境を改善することは、児童生徒の健康面に加え、学習効率や学習意欲の向上にもつながるものと考えております。本町の学校施設の断熱改修の状況ですが、平成15年・16年度にニセコ中学校で、平成21年度にニセコ小学校で、平成29年度に近藤小学校で校舎の大規模改修工事を実施しており、これらの工事において、外壁の断熱改修、いわゆる外断熱化、サッシ交換、窓ガラスの複層化などを実施してきているところでございます。学習環境の改善や省エネルギーを図ってきたところでございます。

現在、教育委員会では、夏の暑さ対策のために、学校へのエアコン設置について調査検討を進めているところでございます。窓の遮蔽や天井断熱など、さらに断熱改修を行うことで冷房効率が高まるといった調査研究結果があるということは承知しておりますけれども、引き続きこうした情報収集を行うとともに、事業の優先度を検討しながら適切な学習環境づくりを進めていきたいというふうに考えてございますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの斉藤議員のご質問に続けてお答えいたします。

学校施設の改修につきましては、既に大規模改修で断熱性能が一定程度上がっているところでございまして、改修の内容につきましては教育長から答弁があったとおりですが、今後のさらなる高気密、

高断熱への改修は、将来的に検討すべきものと認識をしております。町としましても、教育委員会と連携し、よりよい環境を子どもたちに残していけるよう、配意してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） 再質問させていただきます。

今の答弁で、ニセコ町の学校は、ある程度断熱改修ができているということなんですけれども、過去に大規模改修、近藤小学校もされているようなんですけれども、どこを基準にされているのかなと思っているんですけれども、私がいろいろ断熱について調べたところでは、そのレベルですね、日本の高断熱住宅の定義は明確でないということなんです。それで、この基準というのは、一般的には、いろんな資料がちょっとありまして、もともとそういう基準ができたのが、そういうのが1980年から始まっているんですけれども、基準が改定されて、現在の基準になっているのが平成28年（2016年）、それからまた改定されているんですけれども、実際にはもうほとんど内容が変わってないという、断熱レベルなんです。

それで、これはここにちょっとこういう資料があるんですけれども、この基準なんですけれども、現行基準というのは、1992年からの基準とほとんど変わっていないということがありまして、そして、この現在の断熱の省エネ基準というのは、実際にドイツの1984年から1995年の間のレベルで、30年から40年近く遅れている断熱なんです。ですから、一部大規模改修とおっしゃったんですけれども、その内容というのはどういうふうに判断されているのかというふうに思っています。それで、ここに、これは平成19年から施行されているんですけれども、地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業費補助実施要綱というのがあるんですけれども、これは、ニセコ町の学校ではこれを実際に、今大規模改修をされたというところでは、この補助を申請してされているんでしょうか。そこをちょっと伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

各学校の改修の状況については、今ほど教育長から答弁させていただいたとおりでございます。改修に当たってはそれぞれ設計を委託しまして、その当時の状況で省エネ性能などを確認しながら、最適な断熱を選んで改修をしてきたという状況でございます。齊藤議員ご指摘のとおり、ニセコ中学校についてはもう既に20年近くたっておりますので、今現在の断熱の技術に比べると、当時のものは恐らく劣っているのかなというふうには思っていますけれども、私どもとしては、将来的には断熱性能を上げていきたいという気持ちではおりますが、まず今現在については、断熱改修よりもまず先に夏の暑さ対策としてのエアコン導入かなというふうに考えているところです。

なお、学校のエコ改修、いわゆるエコスクールという改修ですけれども、ニセコ町についてはこの制度は活用せずに、別の制度を活用して改修を行ってきたところでございます。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） ちょっと付け加えてということでございます。

齊藤議員のおっしゃっているところは確かにそのとおりでございます。省エネですとか再生可能エ



エネルギーの導入ですとかいうことのまず鉄則としては、躯体がしっかり断熱をされていて、その後に適切な、あまり過大でない、適切な機械類を入れて、その後にそれに見合った再生可能エネルギーを導入すると、この順番が鉄則と言われているところでもありますから、斉藤議員のご質問は、冷房を入れる前に躯体をしっかりと断熱すべきではないのかとおっしゃっている部分もあるんだろうというふうに捉えました。ただ、先ほど課長が申し上げたように、今現状で、ある程度の、高気密・高断熱ではないまでも、躯体の改修を行って、ある程度断熱は進んでいるという段階で、それから、来年度以降の冷房の導入については、これはどうしてもやっぱり待たないということなものですから、具体の整備をしてからということにはならないだろうというような考え方でおります。以上です。

○議長（青羽雄士君） 次の質問に移ってください。

○7番（斉藤うめ子君） ニセコ町の結婚支援対策のこれからについて伺います。

近年、全国の自治体で婚活支援の事業が広がってきています。結婚したいという希望があっても、出会いの機会や場がない、適当な相手に巡り合わないという理由で、結婚したくてもできない人たちのための結婚支援に取り組む自治体が増えてきています。これまでニセコ町は、農業者の結婚支援対策として、1972年から営農指導対策により取り組んだのが始まりで、その間、50年以上、半世紀に及ぶ歴史があります。今年1月に農業委員会が開催した出会いの場を最後に、農業委員会としての婚活事業の役割を終え、企画環境課がこの業務を引き継ぎ、4月から新たな婚活支援事業が始まったと伺っております。そこで次の点についてお聞きします。

1点目、これまでの農業委員会が行ってきた婚活支援事業の活動実績について伺います。開催した回数や参加者人数と婚姻に至った数。

それから2番目は、これからニセコ町が目指す婚活支援事業の内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のご質問につきましては、近年の実績につきましては、カップリングパーティー形式を平成15年度から開始しておりまして、20年間で実施回数26回、延べ444人が参加され、婚姻成立件数は11件となっております。

次に、2点目のご質問につきましては、ニセコの人口は平成2年（1990年）に4,483人というふうに底を打ちまして、以後、横ばいから、近年は微増状態に転じております。少子高齢化が危惧される全国的な状況と変わりはありませんが、第2期ニセコ町自治総合創生総合戦略では、交流人口、関係人口の拡大と居住環境の整備を基本目標に掲げておりまして、その基本的方向として、関係人口の拡大、戦略的な移住・定住対策の推進に取り組んでいく必要というような方針となっております。

このような観点で、縁結びや移住を最終目的とした地元住民との交流イベントを開催し、自然豊かな環境で、ニセコの生活を味わってもらい、移住される方やニセコ町のファンを増やしていくことを目的としているところでございます。出会いの場となるイベントは、今後、様々なタイプに合わせて実施し、期待値もイベントに合わせてその都度設定していきたいというふうに考えており、今後、本町の縁つなぎイベントとして定着をさせていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願

いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） 今説明の中で、自治総合創生総合戦略という言葉が出たんですけども、これは自治総合創生総合戦略の中でも、具体的な施策の一つとして、ふれあいの場を確保して、結婚の場をつくる、出会いの場をつくるということを進めるということで、計画にのっているんですね。

それで、これは今まで進めてきた、ちょっとお聞きしたいんですけども、それは企画課がやってきたことと、それから農業委員会が進めてきたところとの関係について一つお聞きしたいなと思ったんですけども、それからもう一つ、先日、これは中止になったそうなんですけれども、この資料を頂いて、これが婚活の第一弾というんですか、そのように説明を受けた、はっきりしていないんですけども、何か始めましたかということで伺いましたら、これを見せていただいたんですけども、天候が悪いということで中止になったそうなんですけれども、この内容、これも今おっしゃった縁結びの一環と捉えてるんでしょうか。

というのは、これは本当に限定されて、いろんなことを、これは移住・定住も含めているんですか、全部ミックスしているんですけども、こういう形でこれからも行かれるのかなというところを、もうちょっと具体的にこれからの方針をお示しいただきたいなと思っています。これを一生懸命読んでんですけども、私もこれにスマホで当ててみたんですけども、何も出てこなくて、どうなっているのか。それから、これはすごい、実際に1万5,000円払うけれども5万円以上の特典があるとかね、それから、これでしたらまずスマホがこういうことをできる方でないとお募できないし、それから、この呼びかけですね、スノーボードで挫折した初心者の方、ニセコ町に興味のある方、これは分かるんです。ニセコ町地域おこし協力隊に興味のある方ということで、全部包括した縁結びというんですか、しているんですけども、そこをちょっともう少し、どういうふうに、これだったら本当に応募できる方もちょっと限定されてくるから、本当に若い方というふうになるかなという印象があるんですけども、もう一度具体的にご説明いただけますでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○企画環境課長（黒瀧敏雄君） ただいまの齊藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

今具体的なものはスノーボード、ニセコのスノーボードツアーということで、まず企画はさせていただきました。今後のことも含めてなんですが、一応ガストロノミーツアー、何かといいますと、ニセコの例えば野菜とか食べ物、そういう風土を中心に味わってもらおうということとか、あとはスカベンジャーハント、これもちょっと難しい表現なんですけど、ニセコのよさですね、いろんなよさを知ってもらおうというイベント、あと町内事業者の経営ツアー、それとあと、地域おこし隊の体験ツアー、こんなようなものを中心に、これから縁つなぎというんですか、縁結びというんですかね、そういう形を企画のほうで今後取り入れていこうということで今考えています。

このスノーボード体験ツアーについては、残念ながら今年まずやってみようということで試みたんですが、雨がちょっと降ってしまって、できない状況になってしまったというのが一つあります。ただ、今年度ちょっといろいろスキー場も忙しくなっていて、ホテルの宿泊費も上がるものですから、この辺はちょっと次年度のほうに持っていこうということで、この内容については、主にやはり縁結

びとか、縁つなぎという部分もあるので、極力は若い人にまず来ていただいて、ニセコのよさをいろいろ知ってもらって、そこでつながっていく、そんなようなことを一つ考えて、先ほど言ったような様々なそういうイベントをこれからやりながら、移住をするという気持ちの中で、若い人同士が仲よくなって一緒にいる、そんなことをここで計画していこうかなということで、まずは考えております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 先ほど農業委員会との関係ということもご質問がありましたので、農業委員会の大変なご尽力で、これまでトータルすると50年近く、婚活のいろんな会を開いていただきました。今ずっとこれまでもやってきまして、なかなか地元の男性の方の出席が本当にもうなくて、婚活というとやっぱり、そこに対してそれだけでハードルがあるということで、本当に集めるのが大変というような状況でありました。それであれば、こういった全面的に婚活ではなくて、多様な出会いの場をつくることによってそういう機会を増やしていきたいということが今回の趣旨でございます。

また、スマホがないとできないということで、今回はご高齢の皆さんを対象としているものではありませんので、やっぱり今若い方はほとんどスマホを使われているので、そこはいろんな場面を想定しながら、多様な機会を増やす。そのことによってこういった結婚の出会いといいますか、そういうことも増やしたいというのは、我々の大きな期待で現在進めているという状況でありますので、ご理解賜ればありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） この際、議事の都合により、午前11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時24分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、小松弘幸君。

○6番（小松弘幸君） それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は、防犯ブザーの無償配布についてご質問いたします。

幼い子どもが被害に遭う痛ましい事件が、田舎や都会に関係なく、全国で相次いで発生しています。登下校時や外出したときに子どもたちが不審者から声をかけられたり、自動車に無理やり乗せられそうになったりするなど、子どもたちが犯罪に巻き込まれたり、巻き込まれそうになった事例も後を絶ちません。おかげさまで今のところニセコ町では重大な事件は発生しておりません。ただ、いつどこで、何が起こるか分かりません。児童の安全が守られ、安心して学校に通えることができる環境整備が重要であります。

児童生徒の安全確保対策の一環として、特に犯罪に対する抵抗力の弱い低学年、小学1年生から小学3年生の児童を対象に、また翌年からは新入生へ、順次、防犯ブザーを無償で配布すべきと考えますが、これについて伺います。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） ただいまの小松議員のご質問にお答えいたします。

本町では、児童が犯罪に巻き込まれるような重大な事件はこれまで発生しておりませんが、全国的には痛ましいニュースが続いており、常日頃から児童生徒が安全・安心して学校に帰るよう、危機管理体制を整備しておくことは大変重要であるというふうに考えております。各学校では、防犯教育の推進に取り組んでいるほか、教育委員会では、緊急時に子どもが助けを求めることができる子ども110番の家、お店の依頼、P T Aと連携した見守り活動などを実施しているところでございます。

議員ご提案の防犯ブザーについてでございますが、本町では、日本マクドナルド社から寄贈された防犯笛を毎年小学校一年生に配付しているところであり、これを活用している児童がいるほか、それぞれの家庭で防犯ブザーを購入し、持参している児童もいる状況でございます。

今後、児童の安全確保をより高める観点から、防犯ブザーの機能や配付する場合の対象範囲などについて、教育委員会において具体的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6番（小松弘幸君） 子どもの防犯対策において防犯ブザーは有効です。防犯ブザーには主に二つの効果があるとされていますが、一つには防犯、抑止効果、この子は防犯ブザーを持っている、使われるとまずいという心理作用が犯罪者への威嚇につながります。もう一つは、緊急事態であることを周囲に知らせる効果です。本当に恐怖を感じた際、声を出せないことがほとんどであり、防犯ブザーを鳴らせば、助けを求められないときでも周囲に気づいてもらいます。防犯ブザーの仕様としては、子どもでも使いこなせるよう、ピンを抜く方法だけでなく、スイッチを操作する方法でも警報音を鳴らせるもの。装着のしやすさを考慮し、首からかける、ランドセルの肩ベルトにつけられるなど、複数の方法で装着できるもの。子どもが使用することから、多少の雨や雪にも耐えられる防水構造のもの。周囲に児童が防災防犯ブザーを所持していることが分かるような色で、G P Sつきもありますので、これらを精査した上で採用すべきと考えますが、これについて伺います。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） 小松議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

子どもも防犯ブザーについては様々な種類があるということは確認しているところでございます。今はI C T技術もかなり上がってきておりますので、単純に引くと音が鳴るようなものから、例えば今子どもがどこにいるかが分かるG P S機能がついたものですか、それから、緊急時には、子どもがいつもと違う動きをした場合には自動で通報が行くような通報機能がついたもの、様々な多機能なものがあるというふうに見ているところでございます。

また、学校では、いざというときの連絡手段として、携帯電話やスマートフォンを学校に持っていかせたいと、そういった声も保護者の皆様から寄せられているということも聞いているところでございます。ただいま紹介いただいた防犯ブザーも参考にしながら、どのように子どもの安全・安心を高めることができるのか、コミュニティ・スクール委員の皆さん、保護者の皆さんなどのご意見なども伺いながら、今後、具体的な検討を行ってまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6番（小松弘幸君） ただ防犯ブザーを持っているだけでは安心とは言えません。子どもたちも、日頃していないことを当然やろうとしても、なかなか思いどおりの行動が取れないものです。そうならないためにも、被害に遭ったときの状況を想定して、ふだんから模擬訓練をしておくことが重要であり、学校や家庭での子どもへの指導が必要です。また、地域の皆さんへ、防犯ブザーの音が聞こえたら、声をかける、人を呼ぶ、110番通報するなどの手助けをお願いすることも大切だと考えますが、これについてお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまの再々質問についてお答えいたします。

今ご指摘いただいたとおり、子どもも、私どものほうで今配付している防犯の笛も児童が持っている防犯ブザーも、非常時に使えることがとても大切だというふうに思っております。使い方については学校の防犯教育の場などで練習していくことも必要だというふうに考えておりますので、この点、学校にも伝えていきたいというふうに思っております。

また、小学校5年生を対象に、毎年、子ども110番の店の模擬訓練を実施しているところです。9月の教育行政報告でも報告させていただいたところですが、今年7月には渡辺薬局さん、前田商店さん、それからファッションアオバさんのご協力をいただいて、実際に不審者に声をかけられたときに子どもがどう対応したらいいか、そんな模擬訓練も実施してきたところでございます。

こうした非常時に助けを求められる場が身近にあるということは、子どもにとってもとても安心につながるかなというふうに考えておりますので、教育委員会としても、110番の家ですとかお店の拡大などを地域の皆さんにご協力をお願いして、地域ぐるみで子どもの安全・安心を守っていくという地域にしていきたい、そんなふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 次に、8番、木下裕三君。

○8番（木下裕三君） 通告に従いまして1件質問いたします。

いよいよ法定外目的税であるニセコ町宿泊税条例として、この12月定例会に上程されました。新たな観光目的税の検討を表明して以来、8年越しとなります。条例案が可決されたとしても、導入までにはまだ課題が多く残っていると考えています。このことを踏まえて以下を伺います。

(1) 法定外目的税を新設するためには、総務大臣の同意を得る必要がありますが、今定例会で条例案が可決した際に予定している来年11月の導入には果たして間に合うのでしょうか。また、具体的にどのようなスケジュールを想定しているのでしょうか。

(2) 説明会で使われた資料の中で6本の柱の用途の案がありますが、事業概算の総額と徴収予定税額には大きな開きもあり、まだまだ内容についても熟議が必要と思われれます。このことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初の質問ですが、本定例会にて宿泊税条例が可決していただいた場合であります。それを前提として想定スケジュールを申し上げますと、来年11月の宿泊税導入のためには、来年の4月末

までに総務大臣の同意を得る必要があります。法定外目的税の新設には、周知期間、ニセコ町が宿泊税を導入することを広くお知らせし、宿泊事業者をはじめとした関係者の皆様に準備をしていただく期間というのが必要となっております。先行自治体の事例からも、最低でも6か月は設けることが必要だというふうに認識をしているところでございます。なお、宿泊税の導入日は、総務大臣の同意を得てからでなければ定めることができないため、周知期間を令和6年11月1日までに6か月以上確保するとすると、少なくとも令和6年4月中に総務大臣の同意を得る必要があるということになります。なお、宿泊税をはじめとした法定外税の新設に係る総務大臣との協議期間は、総務省では標準処理期間としておおむね3か月というふうに定めており、過去の事例では、遅くとも4か月以内に同意が得られているというような状況になってございます。

本町におきましても、条例の構成や、税制については、先行事例に倣い、総務省で新たに審議する要素を少なくしたほか、総務省の担当者とは事前に制度に関する意見交換を重ねるなど、総務省との協議期間をできるだけ短くするために様々な対策を講じてきております。加えて、本定例会にて条例を可決いただいた場合には、年内にも総務省との協議を始められるよう準備を整えるなど、今後も、できるだけ長い周知期間を設けられるよう努めてまいりたいと考えております。

また、条例案の可決後は、直ちに町内全ての宿泊事業者の皆様に宿泊税に関するお知らせを送付するほか、事業者の皆さんとのコミュニケーションを小まめに取りするなど、宿泊税の円滑な導入に向け、総務省との協議期間中であっても様々な対応をして、並行してまいり所存でございます。

二つ目のご質問ですが、使途の当初案としては、地域内交通の充実や宿泊施設の環境負荷低減のための再生可能エネルギー導入支援など6本の柱を想定し、事業費概算2.5億円に対して推計税収は約1.6億円と、およそその6割となっております。使途の案では、現在、観光地として抱える課題の緩和・解消を想定しているもので、議員ご指摘のとおり、地域内交通の脆弱性など、今後、直面した課題に対しては内容を熟議した上で、各宿泊施設の意向も尊重しながら、迅速に対応する必要があるものと考えているところでございます。

実際にこの使途を決めるに当たっては、そのときの課題に柔軟に対応するため、この6本の当初案の柱ありきではなく、宿泊事業者はもとより、観光関連事業者、観光審議会などで意見を伺い、町内での議論を重ねた上で、毎年度議会で最終的なご審議をいただくよう、予算案を提案させていただきたいと考えております。

当初案の推計税収が約6割という点につきましては、観光振興ビジョンの下で、高品質化、高付加価値化に取り組み、来訪者の増加や消費額の向上を図ることで税収の増加を今後とも目指してまいりたいと考えております。

なお、地域内交通の不足は大変深刻な状況であり、緊急を要する課題であると認識しております。したがって、地域内交通の拡充につきましては、本条例案を可決いただいた場合につきましては、直ちに宿泊税の導入を待たずに宿泊事業者などから意見を伺い、直ちにデマンドバスの増車など、地域内公共交通の確保対策に着手してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 木下議員。

○8番（木下裕三君） 1点目に関しての再質問をさせていただきます。

スケジュールに関してのことです。倶知安町では宿泊事業者向けに特別徴収義務者登録申請書の書き方ですとか、どのように徴収して納入するかなど、かなり細かい注意点などを含めて、宿泊税徴収の手引というものを作成します。特に小規模事業者の方々はマンパワーがやっぱり非常に少ないということで、細かなことに、もう今から非常に不安を感じています。定例会の中で出していただいた資料、想定スケジュールが記載されておりますけれども、この条例案が可決した後、今、町長がおっしゃった総務省との協議を早急に進めなければいけないということがありますが、それと同時並行的に、様々な事務的な作業というのを進めなければならないと思います。

特に事業者向けには、詳細な、かなりこれは詳細な作業というものが必要ではないかなと考えていますが、まず最初に、こちらの事業者向けに着手しなければならないと考えている具体的なものがあればお知らせください。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） ただいまの木下議員からの質問にお答えいたします。

まず、説明会ですとか、宿泊事業者様向けに対する小まめな対応という部分のことなんですけれども、確かに倶知安町さんは導入が決まってから、導入後、実際にパソコンを使って申告ですとか納入の方法を説明するような会を数回開催したというふうに私どもも伺っております。特に私どもはもっとできれば踏み込んだ対応を取りたいと考えていまして、その数回の開催にとどまらず、今議員がおっしゃったような、小規模事業者様には特に手厚い部分で、それぞれ個別に、宿泊事業者さんに伺った上で本当に手取り足取り、何かそういった部分を説明するような機会を重ねてまいりたいと考えております。

もう一つは、先ほどの前原議員からのご質問にあったとおり、そのシステム、今回の宿泊税の導入をきっかけとして、そういった部分の電子化というものも事業者様にも導入していただけるきっかけになればいいかなという部分を考えてございまして、なので、そういった私どもニセコ独自の宿泊税に対応したような簡便なシステムが開発できないかという部分を今検討しております、実際に倶知安町さんでそういったシステム開発されている事業者さんが、ROOM BOSSさんという事業者さんがございまして、そういったところとも意見交換をしながら、こういった形でやるのが皆さんにとって簡便なのか、それに加えて電子化を進められるのか。そういった部分を協議期間の最中にも進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 木下議員。

○8番（木下裕三君） 2点目の質問に対する再質問をさせていただきます。

定例会で頂いた資料の中には、先ほど町長がおっしゃっていただいたように、条例案が可決された場合でも引き続き事業者の皆さんへの説明や意見交換を丁寧に行い、円滑な税の導入と制度の継続に努める。併せて、宿泊税の使途や観光施策については、これまで以上に町内で議論や合意形成を重ね、税の導入によりニセコの観光振興が明らかに充実したと皆さんが実感できるようなまちづくりを進めていくという内容になっております。

例えば公募で集まっていたいただいた委員会ですとか、例えば観光審議会の分科会ですとか、あるいは

何らかの会議を設けるなど、今後、具体的にどのようにして事業者の皆さんとの議論や合意形成を重ねるか、その点を町長からちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） この使途につきましては、全体の額が、再計算ももちろんしていきますし、随時事業者の皆さん、特別徴収義務者の皆さんにもお知らせするとともに、今、タクシー11台、取りあえず冬場だけ入れさせていただきましたが、通年通してアクセスが本当に脆弱な状況でありまして、特に路線バスが走っていないモイワ、昆布温泉地区は、實際上、本当に困っている実態があります。こういったもの、こういった場所への対応ですとか、あるいはひらふ地区には冬場大量に多くのお客さんが宿泊されております。しかし、その皆さんが、あるいはモイワ、昆布温泉、あるいはニセコ町の市街地区、こういったところに来る足もありませんので、うまく東山地区と連携しながら、そういったシャトルバスの検討であるとか、そこは具体的に実際に観光を営業されている皆さんとの対話を重ねていきたいと。その中では、これまでも支配人会議ですとか、様々なあるものは当然お話しすると同時に、今回もアンヌプリ地区でまちづくり懇談会を開催させていただきました。昆布温泉地区、東山地区、アンヌプリ地区、あるいはそこに入っていない川南の観光事業者もおられますので、その地区ごとの悩みといいますか、要望を聞きながら、そこは小まめに丁寧に、そしてできるだけ早く対応できるものはもう宿泊税の導入を待たず、皆さんの意向で実施するというので、この宿泊税の効果がすぐ分かるような、そういったことを戦略的に進めていきたいと、このように考えておりますので、ご支援を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 次に、2番、大野幹哉君。

○2番（大野幹哉君） 通告に従いまして質問いたします。

学校給食無償化について。

今まで、学校給食無償化に質問してきたことも承知しています。子育て支援に対しても町でいろいろな支援をしていることも承知しております。国の政策も、調査はしていますが、まだ時間がちょっとかかりそうな雰囲気です。物価高騰に賃上げが追いつかない、かつ家計に影響を与えてきているというふうに見受けられます。少子化対策の観点から、次の2点、町長、教育長のお考えをお伺いします。

1点目、現在、ニセコ町では小中高、教員含め約570食提供していますが、第3子から給食費の免除がありますが、今後、無償化を検討できないかお聞きします。

2点目、6月定例会でも同僚議員から質問がありましたが、国の動向を見て進めていきたいとの答弁でしたが、国の動きはそれから何か変わっているのかいないのか。少子化、子育て支援対策として、完全無償化が無理なら、それこそ段階的に考え、第1子2分の1、第2子以降無償化、町として一步を踏み出す考えがあるのかないのかお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） それでは、大野議員のご質問にお答えいたします。

一つ目のご質問ですが、現在、国においては、本年12月11日に、こども未来戦略方針の素案が公表され、学校給食費の無償化の実現に向けて全国ベースで学校給食費の実態調査を行い、1年以内にそ



の結果を公表する。その上で自治体における給食実施状況や法制面を含めた課題の整理や検討を行うということが示されたところでございます。学校給食費の無償化の実施予定時期についてはいまだ示されておりません。

本町では、これまで学校給食費の保護者負担軽減として、平成23年度から給食費単価の据置きと平成27年度から第3子以降の学校給食費の免除を毎年継続して実施してきているところでございます。学校給食費の無償化につきましては、全国で実施する自治体が増えてきており、本町といたしましても、保護者負担の観点から、無償化の実施について検討してまいりたいというふうに考えております。無償化については、長期的な町の財源確保の課題などがありますので、今後、町長部局と検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

二つ目のご質問ですが、大野議員からご提案のありました段階的な無償化を考えてはどうかということにつきましては、段階的な無償化の実施についても、今後、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校給食費の保護者負担軽減は、先ほど教育長から説明があったとおりですが、学校給食費の無償化につきましては、日本国憲法が定める義務教育はこれを無償とするとの観点からも実施したいというふうに考えているところでございます。

また、少子化対策や子育て支援の観点からも、保護者の負担軽減による子育てしやすいまちづくりの一環として大変重要であると考えております。今後、持続可能な支援ができるかについて将来的な財政負担の見通しを立て、無償化の実施を可能なら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

二つ目のご質問ですが、大野議員からご提案のありました段階的な無償化の実施につきましては、本年の町の予算編成作業を行っていく中で、来年度の財政バランスを見て減免できるかどうか検討し、教育委員会と協議を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願をいたします。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2番（大野幹哉君） 再質問させていただきます。

一つ目、第3子、今無償になっていますけれども、今ニセコ町で第3子ってどのぐらいの数がいるのか、まずそれをお聞かせください。

二つ目が、今我々、私も含めてなんですが、大体子育てがもう既に終わっております。今の子育て世代が、20年後、やっぱりその子どもたちが給食費が無料になって、ニセコ町って子育てに対してすごくいいなというふうに思っていたけいのではないかなというふうに思っています。またそれで若い世代がニセコに移り住むとか、そういうこともあるのではないかなというふうに思っています。この2点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 三橋センター長。

○学校給食センター長（三橋公一君） では、大野議員の再質問にお答えいたします。

まず、第3子の数なんですが、令和5年度の実績で申しますと、第3子が40名で第4子が4名となって

おります。あと、将来的に子どもたちがニセコ町に住んでいただいて、住みよいまちになりたいということも含めまして、今後、給食センターといたしましても、給食費の無償化については、町長部局のほうとも踏まえて、検討のほうをしていきたいと考えております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） これまでも子ども医療費につきましては、小学校まで、そして中学校まで、高校までという、段階的に、18歳まで現在無償化を行ってきたところでありまして、第3子まで無償化にということでこれまで来ましたが、今回の来年度予算、1月に審査しますので、その中でどこまで継続できるか、その財政見通し、全体のバランスを見て、できるところからやりたいというふうに思いますし、可能であれば、できるだけ多くの方が無償化で、子育て世代の可処分所得が増えて、少しでもゆとりが出る、今回電気料をはじめ大変苦しい状況とっておりますので、できるだけ早く着手したいという思いで予算査定に臨みたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2番（大野幹哉君） 2点目の再質問させていただきます。

年明けから多分来年度の予算編成になると思いますが、いろいろな様々なパターンをちょっと考えていただいて、それによって財源を考えていく必要が恐らくあるのだろうというふうに思っています。今年の仕事の中に、給食費の徴収金額が2,923万円、来年どのくらいなるかちょっと分かりませんが、約3,000万円、給食費、3子、4子は無償だというふうになっていますけれども、恐らくそのくらいの金額が多分給食費という形で徴収金額があると思います。

例えば今、役場職員、あと、会計年度職員、こういった会計年度職員だけでも2億円を超える人件費というふうに見ているんですけれども、そこを減らせとかそういうのではなく、やはり今、ニセコ町がSDGsだとかゼロカーボン、環境モデル都市など、また、ニセコ雪森考舎、いろんな様々なところに、目がちょっと外に向いているのではないかなというふうにちょっと感じています。本来のちょっと町のすべきことを後回しにせずに、いち早くそれに取り組んでもらいたいなというふうに思っております。この点についてちょっとお聞かせください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 何とか答えるのが難しいのですが、子どもたちが誇りを持って住めるまち、まち全体が活性化して生き生きと笑顔で暮らせるまち、それはもちろん給食費の無償化も当然一つではありますけれども、これまでの行政依存体質の中で、行政が全て行っていくような社会から、やっぱり地域の住民あるいは多様な主体がそれぞれまちづくりを動かしていくと。その全体の様々な見直しといいますか動きが、まち全体の私は活性化につながっていくというふうに思いますので、そこは、これまでやってきたSDGs未来都市、それから環境モデル都市というのはまさに将来の子どもたちのためにニセコをどう引き継ぐかという問題でありますので、そこはまさに大きな子育ての課題であると私は認識をしています。

これについては引き続き精いっぱい努力をしてまいりたいというふうに思いますが、医療費も実は完全無償化をしてきております。これも全国的に見ると相当やっぱり大きな出費でありますし、今回、

給食費無償化、給食費の差額をずっと背負ってきております。来年度の額、多分1,500万円ぐらい、町が据置きのために支出をしている分でありまして、そういったことも総合的に勘案しながら、できるだけ議員ご指摘のとおり、できれば大変やりたいというふうな思いはありますが、ちょっと全体の予算が、今多分12億円ぐらいの乖離が今現在の予想で出ているというふうに思いますので、その辺をどう埋められて、将来、1年やることはそれは幾らでもできるのですけれども、将来にずっと引き継げるような、将来的には、最終的には条例化をして、制度として将来にやっぱり約束していきたいというふうに思いますので、その辺は1月に十分検討し、また議会にも報告させていただきたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） この際、議事の都合により、午後1時ちょうどまで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 0時55分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、高木直良君。

○3番（高木直良君） 通告に従いまして、これから3問質問させていただきます。

まず最初に、JR山手線のバス転換方針を改め、存続の取組をすることについて。

9月議会での同僚議員の一般質問への答弁で、町長、企画環境課長は、道とバス会社の話し合いができるようになったと回答しましたが、道とバス事業者との協議は進んでいません。そのために協議会後志ブロックの次期幹事会の日程も決まらない状況です。原因は明らかで、どのバス事業者も運転手不足から路線の廃止や縮小をせざるを得ない深刻な状況に陥っているからです。バス転換は事実上無理であり、道の対応が無責任であったと考えます。

そこで1点目、町長は、昨年3月ですが、バス転換の方向性の選択をしましたが、これを改め、インフラの維持管理、整備に関する責任を道や国が持って、上下分離方式による山線存続を明確に打ち出し、取り組むべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2点目、また、協議会に参加していた各市町長の判断を改めるように働きかけるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。

1点目のご質問でございますが、先月、11月2日に後志ブロック会議幹事会が倶知安町で開催され、事務局レベルではありますが、進捗、協議状況などの共有がされたという報告を受けております。これの中では、中央バス、道南バス、また、本町に本社がありますニセコバスの各事業者の皆様と、大変バスを取り巻く環境が厳しい中ではありますが、北海道庁において地域の足の確保に向けての検討を各バス会社と行っており、道としては丁寧な対応をそれぞれしているというふうに道から報告を受けているところでございます。

今後、新幹線開業における人流の変化なども考慮しつつ、沿線自治体、また、バス事業者の皆さんとの協議を進めるということに北海道庁としてもしておりますので、この道庁の皆さんの検討状況を待って今後の対応を考えてまいりたいというふうに考えておりますので、現段階で上下分離方式の提案等は考えていないところであります。

次に、2点目のご質問でございますが、北海道沿線自治体バス事業者の皆様との協議の結果、バス転換の実現が難しいということが明らかになった場合は、そもそもの前提条件がなくなったということでもありますので、それらに向けては、今後、様々な可能性を北海道、沿線自治体、また、国の機関とも協議をしてみたいというふうに考えております。何とぞご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 再質問させていただきます。

一番目の件でありますけれども、ご承知かと思いますが、12月5日の道議会において質問がありましたけれども、これに対して道の企画官は次回ブロック会議開催については適宜適切に対応すると回答し、知事も関係者との協議を進めているとしか回答しておりません。恐らく協議をしても内容が出てこないということを示していると私は思っております。知事は、道内のバス事業者は大変厳しい経営状況にあるものと認識しており、地域の実情に応じた地域交通の確保に取り組んでまいりますと、要約でありますけれども、そのような答弁をしているところです。昨年の転換に向けての道から出された資料でありますけれども、バス転換で必要となるバス便数は、現状に加えて、黒松内・倶知安間で4から5便、ニセコ・倶知安間については8便、倶知安・余市間では8から10便、それから、余市・小樽間においても8から10便など、全体で36台の車両が新たに必要だという資料を提出しております。しかし、今お話にありましたニセコバスや道南バスなど事業者は現状では対応できない、そのようにもう客観的に見ていいのではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 先般の担当者の会議においても、道庁からは、現在そういった面では丁寧にバス事業者との協議を詰めているというふうに報告しております。今、道庁のほうでバス事業者とそれぞれ個別に具体的な協議をしているというふうに承知しておりますので、その結果を待って、また今後についての対応を考えていきたいというふうに考えておりますので、あくまでもその調査結果の報告を受けてということで進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 再々質問でありますけれども、こうしたバス転換に向けて比較されたのは、在来線を三セクで残す場合の費用、これとの比較、これが大きな要素だったというふうに思います。バス転換の場合は、三セクで鉄路を残すよりも10分の1ぐらいの費用で済むんだということが各沿線市町村長の判断の大きなファクターだったというふうに考えています。

現在、北海道新幹線の工事がどうなっているかということについてはいろいろご承知かと思いますが、この費用については機構を通して国が負担をし、さらに北海道も負担をするわけです。国

の費用負担の2分の1分は道が負担すると。要するにこれは税金として負担します。ですから、この新幹線工事については既に上下分離方式が採用されている、その方式で今、整備新幹線は工事されているということになります。もう上下分離が前提になっています。これから整備されて、やや遅れると思いますけれども、札幌開通があっても、これがでは営業的に成り立つのか、赤字を出さないで済むのかというのは非常に厳しいというふうに、いろんな研究者も試算しているところです。つまり、今現在、整備新幹線が開通した後の競争相手は飛行機です。航空会社です。ご承知のように、今、格安のフライトもたくさんあって、そういう中でどのくらいシェアを飛行機から取れるのか、これが焦点になっています。今試算されているのは、頑張っても4割取れるかどうかというような研究者の結果も出ている。そういう状況の中で、本当に営業が始まっても、赤字を出さないでできるのかという問題があります。もし赤字が出たら、ではこの新幹線を廃止するのかということ、それはないと思うんですね。赤字であっても、これは営業を続けるということになれば、どこかで赤字の補填が問題になってくると思います。

今、JR北海道に直接いろんな形で、政府からも年度ごとに少しずつですが、資金が出ていますよね、助成金は出ているんです。そういう状況の中で考えますと、私は山線が仮に第三セクターとして存続する場合の在り方としては、まず上下分離でインフラ部分はしっかり国や道が税金の投入も含めて支援をしていくということが相当ではないかというふうに考えております。そのような状況の下で、先ほどおっしゃいましたけれども、状況の判断と、それから上限分離方式は考えていないということについて、今の私の状況の再々質問に対してどのようにお考えでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） まず、今、ご承知のとおり24億円、維持費がかかるというような状況の中で、そういった負担は難しいという判断をして、バス転換やむなしということになっております。そして加えて、私どもも貨物の利用の負担金が入るのではないかなというようなことも期待を持っておりましたが、それは全く貨物については、太平洋側が駄目になっても貨物が通ることはありませんというような説明を受けて、それは基盤整備ですとかトンネルの大きさの問題で、そもそも無理ですということを見ると、今の時点で上下分離であるとか、あるいは三セクでの運行というのは、現状では難しいというふうに考えておりますので、今現在動いている道庁での最終判断というものがある程度出てきた中で、次にどういう仕組みがあるか、バス転換がもし駄目であれば、どういう手段があるかを知恵を出し合って動かしていくしかないのではないかなというふうに思っております。

一応我々が聞いている試算では、札幌開業によって黒字化されるという前提で、今、新幹線は動いておりますので、そこは我々もそういう期待を持って、新幹線の整備には引き続き協力をしてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 2項目めについての再質問をさせていただきますけれども、先ほど、沿線の首長さんらと状況によっては検討したいというお話でした。それで、整備新幹線の話になりますけれども、これは当初1兆6,700億円が想定された工事費でした。しかし、2022年度に見直しがありまして、これに約6,450億円増加するということが発表されております。これらの増加分についてのほぼ3分の

1は国と道が負担するということが明らかにされております。ですから、2,000億円ぐらいは道と国が負担するということです。ご承知のように、また、倶知安・比羅夫間において大きな岩塊が見つかって、これについて新たな費用をかけて、その岩塊をようやく砕いて、改めてまたシールドマシンが動くというのが今の時点です。

しかし、ご承知のように先日、ニセコ予定区間を工事しております熊谷組その他の説明会がございまして、大きな比羅夫側の岩塊から約3.5キロメートルぐらいニセコ寄り、こちらで、岩塊というよりは大きな礫、こういったものが堆積している場所が見つかって、これを除去するために、やはりまた2年間ぐらいかかると。この間、説明会に出たのですけれども、延長でいうと約24メートルです。かなり短い距離だなと私は思ったんですが、それを取り除くために、新たにいろんな機械を使って、これを除去する工事を2年ぐらいかけるというお話でした。費用についてどのぐらいかかるんですかと聞きましたが、お答えはありませんでした。しかし、想像つくのは、もう相当のお金がまたプラスになるということは明らかです。こういったようなことから、沿線首長さんとの協議に当たって、山線に対しても、例えば老朽化対策、トンネルの断面が小さいということであれば、断面を広げるための新たな工事、こういったところにもお金を出すべきではないかということ、ぜひ協議の素材として町長の方から提起していただいて、そういった状況も踏まえた山線存続についての協議をぜひしていただきたいと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） この並行在来線の問題につきましては、私は以前から、残せるものなら残したいということは一貫して言ってきておりますし、可能性につきましては、蘭越、黒松内の町村長もそれぞれ残せるものは残したいということで、何回か首長集まっての協議はこれまでもさせていただきました。そういった様々な経過を経て、最終的には協議会の中でバス転換やむなしというような方向で今、道のほうで誠意を持ってバス会社と調整をしているところであります。あくまでも我々としては、そこで意思決定を一回しており、方針の決定をしておりますので、方針に基づいて今、北海道が動いておりますので、それらの結果を受けて、そのバスの状況によっては様々な検討をせざるを得ない状況が生まれるかもしれませんが、それはやっぱり北海道が今一生懸命動いていただいているので、その結果をもってまた対応させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 次の質問に移ってください。

○3番（高木直良君） では、2項目めの質問であります。スケートパーク整備について。

近年、子どもや若者のスポーツとしてスケートボードの人气が高まり、自治体においても公設のスケートパークを整備する事例も増えてきております。しかし、発生する騒音や安全性、費用の問題などで住民の理解や行政の支援が進まず、場所の確保や施設の整備は、まだ十分な状況にはありません。一方で、愛好者と自治体の協議によって実証実験をするということや、公営の今までテニスコートとして使っていたところの場所を活用するというような事例も起きてきております。

ニセコ町で、ニセコ町スケートパーク実行委員会という団体が、昨年中央倉庫群を借りて、木製の組立て式のセクションを設置し、楽しむ会、これを3回催しており、延べ223人が参加したと言わ

れております。この団体は、ニセコ町の常設のスケートパークの実現を望んで、各方面への協力を求める活動を行っております。

そこで1点目、この実行委員会の活動や町への働きかけの内容を把握しているでしょうか。

2点目、実行委員会が希望候補地を提示して、町にも相談したと聞きますけれども、これにはどのような対応をしたのでしょうか。

3点目ですが、今後、公的なスケートパーク実現に向けて、実行委員会の方々と前向きに協議を行い、実現の条件を整えるべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の質問ですが、今年の8月に、実行委員の皆さんと私も懇談をしており、その中で要望書も受け取っておりますので、内容については承知をしております。

2点目の質問ですが、この8月に、役場から可能性を検討するため、家畜共進会場を要望されている皆さんと担当課長と一緒に現地を見学し、その希望候補地として、ご提案のあったそれぞれの場所について現場を見て協議をしておりますが、騒音やトイレの設置、子どもが通いやすい距離などの課題から、現在、特に候補地が特定されているという状況にはございません。

3点目の質問ですが、現状において設置に係る経費など、概要も決まっているものはありませんが、子どもたちのためにも、想定できる適地があるかどうかなど、引き続き協議を続けてまいりたいと考えておりますので、ご支援のほどよろしく願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 高木議員のご質問にお答えいたします。

(1)、(2)につきましては、町長答弁のとおりでございます。

スケートボードは、国内外で若者を中心に楽しんでいる人が多く、東京オリンピックでも新競技として日本人選手が大活躍した競技でもあり、今後の発展が楽しみなスポーツであると認識しているところでございます。ニセコ町にはスケートボード専用施設はありませんが、施設の建設には、施設の規模、安全面や音への配慮、管理運営方法や費用の検討が必要と考えております。今後、他の市町村の設置状況なども調査し、実行委員会の方々とどのように整備していけるかなどについて検討してまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 再質問となりますけれども、年齢層にもよると思うんですけれども、このスケートボードのスポーツとしての認知度というのはまだ低い部分があるかと思えます。これが愛好家にとっても一つの悩みになっていると思えます。実行委員会の資料、こうしたきれいな資料としてまとめられておりますけれども、これによりますと、不良の遊びではないということを強く訴えています。世間的に今までの経過を見て、スケートボードはまだ一部の不良少年の遊びではないかという認識が残っているのではないかと考えています。それに対する危惧もこの中で書かれております。しかし、訴えておりますのはスポーツとしての役割、バランス感覚を鍛え、それから筋力も鍛ええると。競技としては個人競技ですけれども、愛好家間のコミュニティとしての文化も育っているということな

どがアピールされております。さらに、競技としては、自己表現とか個性を発揮する、こういう要素も多くあるのだということも触れられております。

今、教育長のお話がありましたように、東京オリンピックの新競技ということで決まって、日本人選手、若い選手が活躍したということで認知度が広がってきたんですが、何せ車や歩行者の多い公道や歩道での滑走が禁止されているということ、それから、公園や遊歩道では騒音などの苦情が起きてくるというケースが少なくない実態があるということから、それとまた、オリンピック競技でもそうなんですが、2種類あって、ストリートという競技のほうは、まさにストリート、まちなかで道路を走ったり、それから公園の手すりを使ったりレールを使ったりというような、そういう競技なものですから、一層これを近隣でやられては困るというような認識も、そう感じてしまう町民、市民の方も多いかと思います。そういったことで、まちなかの迷惑行為を助長するのではないかという声などもある中で、実行委員会の皆さんもそれを非常に危惧している。

先ほどのご答弁の中で、具体的に場所も見てきたというお話でありますけれども、特定されていないと。この中で一番可能性があるのではないかということで、トイレの問題だとか、それから町から近いという場所として、今この中の候補地として、この間お話聞いた中では、幾つも上がっている中で一番可能性が高いのは、町民グラウンドのパークゴルフの受付の建物の前です。つまり、今、株式会社ニセコまちが入っている、あそこの建物の前の一部が、駐車場との間で空地になっているというか、当然舗装はされていますけれども、そういう場所が一番近道じゃないかというふうに考えていますというお話を聞きました。そういうこともありまして、先ほど協議を続けていくということですので、ぜひ実行委員会が考えている、ここはどうだという一番のその候補地について真剣に協議、対応していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 中村課長。

○町民学習課長（中村正人君） ご質問にお答えしたいと思います。

スケートボードについては、倶知安町出身の選手も大活躍するなど、本当にこれから楽しみなスポーツであると思います。ただし、施設の設置に当たっては、経費だけではなくて、騒音の問題だとかいろいろありまして、あとちょっと教育委員会としましても、まだちょっとスケートボードパークの知識が足りない状況もあったりして、今後、他の市町村の設置されている施設を見たり、あと実行委員会の方と相談しながら、どういった整備をしていけるか検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 先ほどスケートボードのイメージについてお話がありましたけれども、私どもは、ちょっと正確ではありません、8年ぐらい前だと思いますが、スケートボードをやりたい子どもたちのために、そういう声もありまして、町でも議会でご議決いただいて、補助金として、ボードパークの整備について補助金を出していただきました。結果的にはニセコアンヌプリスキー場の横のノーザンリゾート・アンヌプリさんが持っているテニスコートが何面かありまして、その一番下の段を使わせていただいて、木製のスケートボードパークのような形で3年程度利用したと思います。ただ、雪のこともあって、なかなか痛みも激しいということで今は行っておりませんが、そういう面



での、町としてイメージを何か悪く思っていることは一切ありませんので、そこは真摯に可能性についてまた一緒になって話し合っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 次の質問に移ってください。

○3番（高木直良君） 3項目めであります宿泊税条例案に該当しない宿泊事業への対応についてです。

今議会で上程される宿泊税条例案に定義されている宿泊施設は、旅館業法第2条第1項規定による旅館業及び住宅宿泊事業法第2条第3項に係る住宅に限定されております。ニセコ町にはコンドミニアムと称する宿泊施設や別荘が増えておりますけれども、以下質問したいと思います。

(1) 町内のコンドミニアムは条例案の宿泊施設に全て該当しているでしょうか。

(2) 町内に建設されている別荘において、上記の法手続を踏まず宿泊事業を行っていると思われる事例を耳にいたしましたけれども、そのような情報を町として得たことはあるでしょうか。こうした事例には何らかの対策を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

(3) 近年増えているキャンプ場への対応を検討するお考えはないでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。

一つ目のご質問ですが、宿泊税の対象施設は、旅館業法または住宅宿泊事業法、いわゆる民泊の届出をして営業している施設になります。本町内でこれらの施設を営業する場合の申請や届出先は北海道庁となりますが、届出事業者の情報は随時北海道と共有をしております。現在、町内でコンドミニアムとしての部屋貸しや1棟貸しで営業している施設はいずれも旅館業法における簡易宿所の届出が出されているため、宿泊税の対象施設となります。

なお、高木議員のご質問では、宿泊施設の定員が限定されているとのご指摘がありますが、本町の条例及び関係法令により、宿泊業を営む施設は下宿営業を除き、全て宿泊税の対象となるよう定めております。

二つ目のご質問ですが、住宅宿泊事業法の届出をせずに宿泊事業を営む施設、いわゆるヤミ民泊について、今のところ、本町内での存在は把握しておりません。ただし、町内に宿泊する皆様から公平に負担をいただくという宿泊税の趣旨からも、町内でヤミ民泊の営業が横行することのないよう、十分な対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、具体的な対策として次の三つの手法を考えております。

まず一つ目は、既に行っている取組でございます。本町では、町内に別荘を所有する方には、固定資産税だけではなく、地方税法に基づく家屋敷課税という区分の住民税を課しております。そして毎年、この家屋敷課税の対象者に納税通知書を送る際には、別荘を長期賃貸したり営業で使用したりする場合は届出をしていただく文書も同封しており、この届出により、現在でも別荘の使用状況などある程度把握することができているため、この取組を引き続き発展継続してまいります。

二つ目の対策として、高木議員のご指摘にあるようなヤミ民泊の問題は特に大都市で顕著となっております。各自治体では、それらの対策方法も蓄積されているところでございますので、今後、宿泊税の導入済みの先行自治体との情報交換などを通じ、ヤミ民泊の対策について知見を増やすほか、所

管行政庁である北海道とも連携を強化してまいりたいと考えております。

次に、三つ目の対策が何より重要でございまして、宿泊税に限らず、実は税の賦課では住民の皆さんからの情報提供や通報が重要な役割を果たすことが少なくありません。ゆえに有益な情報提供と公平公正な宿泊税の賦課につなげる上で最も重要な宿泊事業者の皆さんをはじめ、住民の皆さんとの信頼関係をより強くするというを行っていきたい。そのためにも、多くの皆さんに宿泊税の制度と宿泊税を財源とした観光施策について納得し、これはよい取組だと実感してもらえるよう進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

次に、最後の質問でございますが、本町の条例では、宿泊税の課税対象である宿泊とは、寝具を使用して宿泊施設を利用することと定めております。そのため、既にキャンプ場においてもグランピングと称するような事業者が用意した施設で、かつ寝具を提供するような形態での事業を営む場合は旅館業法の簡易宿所として届出がなされており、宿泊税の対象となります。しかし一方で、ご自身でテントや寝具も用意して滞在するような場合は、条例上の宿泊には当たらないため、宿泊税の対象とはならないということになっております。

なお、グランピング以外の一般的なキャンプとは、移動手段から滞在に関する道具や寝具まで、ほぼ全てご自身で賄う滞在のことを指します。また、キャンプ場によっては、ごみが持ち帰りであったり、町水道もない場合があったりするなど、ニセコのまちづくりに触れる度合いもかなり限定的であるため、現状ではキャンプを課税対象とするということは検討しておりませんので、ご理解を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 2点目について再質問ですけれども、こうした質問をするに至った経過の中で、今回の宿泊税をめぐる、事業者の方の思いを聞きたいということでもいろんな対話もしました。そういう中で聞いた話として、どこがという特定はしていないとは思いますが、そういう、今回、最近新しく、それなりの規模の別荘ができたんですけれども、その一部において、ある日、相当の人数の方が宿泊したであろうということで、ごみが出たり、それからその後の整理などをした業者さんの話を直接聞いたと。そういう中では、それなりのお金を支払っているようだというお話があったと聞いております。これはあくまでも私自身が事実を見たわけでもないし、伝聞ということになるわけですけれども、近隣の方がやはりそういうことを情報として得ているということは、先ほど、そういう事例はないというお話でしたけれども、少ない場合だとは思いますが、皆無ではないという状況だというふうに思います。

そういう状況の中で、先ほどは通報などを求めたいというお話でしたけれども、先日のパブリックコメントへの回答の中では、届出と、先ほど回答にありましたように突き合わせるという作業と同時に、収集できる情報、町内の巡回なども含めて対応すると。場合によっては立入検査も含めた指導も行うということがパブリックコメントに対する回答の中にあります。そういう意味では非常に大変なご苦労が伴うとは思いますが、何らかの対策が必要であるということについては再確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。

先ほど町長から申し上げたとおり、やはり私どもとしても、ヤミ民泊がそのまま営業するということはやはり断じて許されないので、その部分についてはあらゆる方法を取って、そこら辺はきちんと見つけて、指導するという立場は変わりません。

ただ、いわゆる今、高木議員のおっしゃるお話にあったような、こういう事例があるよといううわさ話はあるんですが、実際その事業者さんが、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊の届出をしているかどうかまでは一般の方には分からないわけです。実際、町内には、旅館業法ですとかその民泊に関する届出という形で営業の届出をされている施設が相当数あります。実際の具体的な数で申し上げますと、旅館業法で届出をしている施設というのが282、民泊が31、合計で313か所ございます。ぱっと見て、ニセコ町内で300件もの宿泊営業をされているという感覚は恐らく皆さんお持ちじゃないかと思うんですが、それだけの実際には事業の届出がされているということが一つ。

なので、というのも、それをきちんとしないと、やはり予約サイトとかで受付ができないという部分がありますよね。私たちのためにではなくて、事業者さんもきちんと営業のために届出をされているというのが事実。ただ、そこら辺は実際に周りにお住まいの方は見えませんので、そういったお話があった場合は、私どもは、あの施設はちゃんと届出を出されていますよですとか、出ていない場合は、じゃあ私どものほうからお声がけしますねというような対応ができるかなと考えています。

あともう一つは、特に昨今、外国人の方がスタッフで冬期間いらっしゃる方も多いかと思うんで、別荘とかを不動産賃貸のような形で恐らく貸し出されているケースもあるかと思しますので、そこが民泊とか宿泊施設とちょっと混同している部分もあるかと思しますので、そこら辺についてもきちんと精査をして、実際、大阪とかでは、ヤミ民泊撲滅チームというのがあって、そういった部分で相当な洗い出しのノウハウを持っていらっしゃるようですので、私どももちゃんと導入までには知見を積み上げて対応してまいりたいと思しますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 今、届出の数も含めてお話がございました。その上で、やはり利用者さん、あるいはヤミではないかと思われることを、ご本人というかそういう当事者の方も、確定ではないけれども不信感を持っているということについて、やはりそういったものについては、誤解があれば払拭する必要があると思しますので、いずれにしましても、こういう状況について、今お話があったようなことについて、そのエリアの事業者さん、あるいは住民の方についても理解が進むように、何らかの対策は必要かと思えます。どのような手段を使うかというのは今申し上げられませんが、そういった研究も必要ではないかと思しますので、その辺について改めてお伺いします。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） ただいまのご質問にお答えいたします。

率直に申し上げて、何をやるというような具体的な方策を今申し上げる、お約束できるものは特にございませんが、今、私どもの中でもいろいろ実例として勉強させていただいているものの中では、例えばある市では民泊の担当者と旅館の担当者と、あと課税の担当者が毎月必ず定期的に情報交換をし合って、それぞれの情報を突き合わせると。それで、その情報で突合がしない場合は個別に回る

という形があります。そこら辺が一番まず現実的な部分かなというところがございます。

あと、やはり事業者さんに不信感を抱かせてしまうというのは確かに私どもとしても皆さんにとってもやっぱり幸せなことではないので、先ほど町長からの答弁にもありましたとおり、やはりそこは信頼関係をどのように築いていけるかという部分がありますので、なるべく小まめなコミュニケーションを重ねて、いろいろなお話をざっくばらんに話せる機会を、そういう雰囲気を醸成するということが大事なのかなと考えてございます。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） この許可自体が北海道の許可制度となっておりますが、いろんなやり方があるかというふうに思います。ただ、周りの人たちがそれが民泊に届出が出ているのかどうかというのが分からないということで不信感を招くということでもありますので、例えば届出宿泊施設であるとか、何らかの表示ができるような制度が可能かどうか、その辺ちょっと検討してまいりたいと考えております。

それと、やっぱり重要なことは、その施設があったら当該自治会なり町内会に入っていて、皆さんと情報共有したり、まちづくりを一緒になってもらうということが大事だと思いますので、それは窓口を開いた段階で、できるだけ町内会に入って、いろいろ町内のまちづくりに協力してほしいというお願いは引き続きしてまいろうというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） これにて一般質問を終了します。

### ◎日程第3 請願第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第3、請願第1号 国立病院の機能強化を求める請願の件を議題とします。本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、小松弘幸君。

○総務常任委員長（小松弘幸君） 令和5年12月13日の本会議において、当委員会に付託されました請願第1号 国立病院の機能強化を求める請願に関して、12月13日、全員出席の下、総務常任委員会を開催し、慎重審議しましたので、結果を報告します。

請願第1号 国立病院の機能強化を求める請願の件は、地域医療の充実のためには国立病院の機能強化は不可欠であり、コロナ禍で明るみになった医療政策の不備や欠点を早急に見直し、体制を立て直すべきと考えます。

よって、願意を妥当と認め、採択すべきものと決しました。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（青羽雄士君） 委員長の報告が終わりました。

これより、請願第1号 国立病院の機能強化を求める請願についての委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、請願第1号 国立病院の機能強化を求める請願の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり原案のとおり可決すべきものとするにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり原案のとおり可決すべきものとするに決しました。

#### ◎日程第4 議案第4号

○議長(青羽雄士君) 日程第4、議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第5号

○議長（青羽雄士君） 日程第5、議案第5号 ニセコ町道路線の廃止について（ニセコミライ通）の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第5号 ニセコ町道路線の廃止について（ニセコミライ通）の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第6号

○議長（青羽雄士君） 日程第6、議案第6号 ニセコ町道路線の認定について（ニセコミライ通）の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第6号 ニセコ町道路線の認定について（ニセコミライ通）の件を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第7号

○議長（青羽雄士君） 日程第7、議案第7号 ニセコ町宿泊税条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

9番、篠原議員。

○9番（篠原正男君） 2点お伺いします。先般の一般質問の中で事細かに答弁されて、概要については全て理解しているかなというふうに思っております。ただ、その中で、より具体的にお示しをいただきたいということで質問いたします。

最初に、宿泊税に関する事業者への理解促進についてでございます。

ニセコ町宿泊税徴収条例の中に、その説明資料の中に、今後のスケジュールにある宿泊事業者説明会について、具体的に、いつ、何を、どのように説明されるのか、具体性を持ったお答えをいただきたいと思っております。

それから、もう一点ですが、宿泊税の使途や観光振興策につきましては、これまで以上に町内での議論や合意形成を重ねるとありますが、具体的にはどのように進められようと考えているのか、質問いたします。以上です。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） ただいまの篠原議員のご質問、最初のご質問に対して私のほうからお答えをさせていただきます。

事業者様に向けての具体的な説明会等のスケジュールということでございますが、まず、その段階として、総務大臣の同意を得る、その協議の期間にできることということが一つと、同意を得て、本当に具体的にいつ導入するのかという部分が固まってからでないといけないことという、この二つの段階があると思っております。

まず、まだ同意の過程を踏まえている段階でも、意思としては宿泊税を導入するということと、その仕組みについては細かくお話ができるかと思っておりますので、まず、今般この条例案を可決していただいた折には、早速、全ての宿泊事業者様に対して宿泊税を導入するという旨のご案内を送る予定でございます。そのところにある程度の宿泊税の定額の段階の仕組みですとか、そういった部分を明記したいと考えています。

そのほかに、実際にその中で、今年度ですとか来年の春ぐらいいまでかけて、どういったところで技術的な課題があるのかという部分のお声を宿泊税の事業者の皆さんからを頂戴する機会を設けたいと考えています。そういった部分で、先ほども申し上げたとおり、できれば電子化も併せて、これをき

っかけに進めていただければと思いますので、そういったものに皆さんのお声を反映するようなシステム開発ができないかどうかといった部分も含めて協議の事務過程の中で進めていければと考えています。

それで、晴れて総務大臣の同意が得られた暁には、より踏み込んだ、実際の申告ですとか納入ですとか、そういった部分の本当に技術的なお話、それに関して、できればそれまでにある程度のシステムを構築できるのであれば、その具体的なものをお見せした中で、そういったことを、本当に先ほど申し上げたとおり、手取り足取りできるようなことを、早ければ5月から、なるべく早くそういったものをお話ししていきたいと思いますので、そのための準備は条例案を可決していただいた折からもう早速進めたいと考えております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 阿部課長。

○商工観光課長（阿部信幸君） 私のほうから、この使途に関しての部分ということでございますが、具体的にどのように合意形成を進めるのかというふうなご質問かというふうに思っておりますが、既存の審議会として観光審議会があるということは皆さんご承知おきいただいているかと思っておりますけれども、観光審議会での協議、それから、先ほど来の一般質問での答弁でもございましたけれども、宿泊事業者の方たち、関係する方たちのご意見を伺いながら、具体的に今、年何回程度開催ということではイメージしておりませんけれども、近々の課題になるような部分も含めて、その部分で議論を深めて、宿泊税の使途について確認していきたいと思っておりますのでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ちょっと補足させていただきます。

先般、今年の夏、各地区での観光事業者の皆さんとの懇談をやった中では、東山地区、アンヌプリ地区、モイワ地区、それぞれお困り度というのですかね、こういうものが本当にあればリゾート地の質が上がるということは相当差がございます。特に交通アクセスについては、現状で私たちができるところもあれば、もう全く今、本当に困っていて、ニセコ駅に着いたけれども、迎えに行ける人もいないし、停留所まで来ても、そこに行く人がいない、何とかならないかという悲痛な声も伺っているところであります。それぞれの地区における状況、全部を一体的になっても合意形成というのは難しいと思いますので、それは行政として、それぞれの地区ごとの懇談会を始めるときから、もし可決いただければ、直ちに入っていきたいと思っております。

それと、通常どおり、支配人会議を月に1回やっておりますので、ここで練ること、それから、観光審議会はもちろんであります。新たにこれの使途に関する検討会を設けて、宿泊事業者の皆さんにも入っていただいて、そこは丁寧にしっかりやっていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、信頼を得て、これは共感に基づいて、宿泊事業者も、あるいは観光客の皆さんも、そこに共感というキーワードが必要だと思っておりますので、その点はしっかり丁寧にやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 1点目の再質問でございますが、全ての事業者さんが今回のニセコ町の提案に関してもろ手を挙げて賛成しているというわけではないように漏れ伺っております。そういう事業者



さんに対する取組といたしますか、理解を求める姿勢というのは先ほどの説明の中にはなかったのかなと。執行するからこういう流れでいきますよというのは分かるんですが、もう少し内容を説明し、また理解、先ほどの町長ではないですけれども、共感を得るような仕組みづくりをしていくという、そういう具体性がちょっと見えていないのかなというふうに感じますが、いかがでしょうか。

もう一点、2点目に関わって、今までの既存のいわゆる聞くシステムでいいのかどうか、果たしてそれがニセコ町の観光振興にとって、もしくは町長が言う共感を得るような施策づくりに役立っていくのかどうかと。また別な観点からの組織づくりといたしますか、聞く仕組みをつくり上げていかないと私はなかなか難しいのではないかなというふうに思うんですが、その点に関わって、もしお考えがあればお伺いします。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） ただいまのご質問に私の部門の部分でお答えできる範囲でお答えさせていただきます。

篠原議員から今お話があったとおり、もろ手を挙げて皆さん、もう賛成という仕組みではないというのは私どもも重々承知しております。そのいろいろなご意見、特に反対の意見がある中で、それは使途に関してのものなのか、税の仕組みに関してのものなのか、様々なご意見、ある意味ご批判もあるかと思えます。ただ、私どもがこれまで様々な機会に皆さんにいろいろなお話を意見交換させていただいた中で、宿泊税というものの趣旨に関して、もう本当に反対だというようなお話をされる方は、私の感覚ではほとんどいなかったと思っています。なので、宿泊税の趣旨に関しては、それほど皆さん、これからまた意見交換を繰り返すということではなくて、実際に導入をして本当によかったなというような観光施策を展開することが、皆さんのそういった部分のご期待とかご批判に応える形になるかと思えます。

なので、あえて私が先ほどの質問でお答えしたのは、逆に今、皆さんのご意見、宿泊事業者さんからご意見をお寄せいただくのは、ちょっと細かい、そういう技術的な話、こういったときはどうなるのかですとか、こういったときはどうやってできるのかとか、キャンセルしたときはどうするのかとか、そういった細かいお話を皆さんそれぞれの立場でご不安に思っていらっしゃる方が多いという実感があるものですから、なるべく私どもはそういったことを潰すというか、皆さんの中でいろいろケーススタディを重ねて、Q&Aもその中できちんと積み重ねてつくっていくというようなつもりで意見交換をしたいと思っています。

あえてそういう意見交換をする場をする中で、またもうちょっと大きな話が出てきた場合、そういった大きな話を、まだいろいろ皆さんと意見交換をする場が必要だというように感じたならば、それはまた別の場を設けたり、そういう形できちんと改めてそういう課題に向き合っていければいいのかなと考えておりました。なので、あえてちょっと細かい技術的な話だけ申し上げてしまったことをお許しください。よろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの1点目のご質問であります、事業者さんそれぞれ、これまでも相当な議論を重ねてきましたけれども、やっぱり2%だという方も当然おられますし、定額制だとい

う方もおられます。ただ、全体の合意形成として、この宿泊税については一定程度のご理解をいただいていると思いますし、それが有効に使えることについて期待もされて、そういう応援のメールもいただいているところがございます。その辺は引き続き、検討の中でもいろいろ意見合わせを行っていききたいというふうに考えております。

それから、二つ目につきましては、先ほど支配人会議ですとか審議会とか、これまで既存のものがありますと。そのほかに、この使途に関する検討会というのを立ち上げさせていただいて、そこに事業者の方にも入っていただいて、それまでいろんな意見が出たもの全体をお見せしながら、議論の集約をしっかり図っていききたいというふうに考えております。

また、こういった経過も随時議会の皆様にご報告申し上げて、最終的には当然予算化が必要でありますので、議会の中で審査をしていただいて、実行に移すということで進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番（高木直良君） 3点ほど質問させていただきますが、1点目は、篠原議員の質問とダブる部分がございますけれども、今回、審議に当たって、いろいろな資料が配られて、その中にも、今いろいろ回答されたように、可決された場合も引き続き事業者の皆さんへの説明や意見交換を行っていくというふうに、丁寧に行うということが書かれております。私が今まで、そんなに全てということではないんですが、小規模の事業者さんとのお話の中で共通だったのは、やはり、今まで説明にありますように、あるいは資料にありますように、この目的税に関する助走期間といいますが、スタートは2015年あたりから、いろいろな積み重ねがあったということは確かにそうだと思います。そういった助走期間を経て、ただ、具体的に率だとか額について数字が出て、どのぐらいの宿泊税の額になるのかということについては、やはり説明にあったように、今年の3月に入って、私たち議員に対する説明があって、それ以降、そして5月のときにはまだ率の話でしたね。それから10月以降に、道の動きがあって、そして定額という話も出てきたということは、お話があったとおりです。

ただ、皆さん、事業者の方が受けている印象は、非常に短期間の間に内容が出されたけれども、私たちの意見というのは本当に反映されているのかというような意味での、ちょっとした不満感はまだ残っているなというふうに感じております。

それで、改めて先ほど質問があった使途について、特に利用者の方が、宿泊税を認めるにしても、これがどのように使われて、どのように目に見えて、宿泊者の方にお示しできるのかというところが非常に気になるんだというお話がいろいろ聞かれました。それで今、町長から、使途の検討会については別途立ち上げますということでありましたけれども、これについてはできるだけ、どういう構成でとか、あるいはどのような形で何回、どのような時期から始まるかとかという、具体化をぜひ急いでいただきたい。そして、そのことを事業者の皆さんにも伝わるようにしていただきたいというふうに思いますが、それについて改めてお聞きします。

それから、2点目です。これまで事業者さんとの質疑応答の中、あるいはパブリックコメントへの回答の中で、長期滞在者に対する配慮について回答がありました。これについては、条例を上程する

までの間に検討するというのがパブリックコメントでの回答だったというふうに思いますけれども、いわゆるこの長期滞在者に対する配慮については今現在どのように考えているか、お聞きしたいと思います。

3点目です。学校が主催する、主に修学旅行ですね、そういった行事に伴う宿泊者、学生、先生などについては非課税の対象であるということで条項がありますけれども、私はこれに加えて、特に少年、18歳までの間に民間の主催するスポーツクラブなどがありますけれども、これの合宿などに参加する場合も含めるべきではないかというふうに考えます。これは倶知安町で出しているQ&Aの中で、こういうことに範囲を広げた場合に、その認定について非常に難しいものがあるということが一つの理由になっているわけですが、私はこういった合宿を主催する団体に対して、町がその趣旨について聴取する、あるいは届出を受けるという形で、間に町が入って行う場合は、修学旅行以外にも対象外にするということは考えられるのではないかというふうに思っておりますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。以上3点お伺いします。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） ただいまの高木議員のご質問の中で、2点目の長期滞在の件とスポーツ合宿等の件について私のほうからお答えいたします。

まず、長期滞在については、パブリックコメント等でもお答えしたとおり、その部分で配慮したということの、今その結果として現在の条例案になっておりまして、それが特定の間、5,001円未満を半減する措置を加えた条例案になってございます。

長期滞在と申しましても、高価格帯のお客様に対して、それを長期滞在だからといって、そこまで踏み込んで何か特別な措置を設けるというのは、私ども担当としては、そうではないと。逆に、いろいろな事業者さんからお聞きしました中で、例えば一月ぐらい工事の関係でずっとお泊まりになっているですとか、2週間ぐらいスキーの滞在で長年通っていらっしゃる、そういう方のお客様の多くというのは、やはり長期滞在しますので、滞在コストの部分に対してもそこそこシビアになっていきますので、ある程度の価格帯としては低い施設に対して長期間滞在されていると。ですので、そういった部分に対しての一定の配慮という部分でのお声を条例案に反映したものが現在の条例案になってございます。

次に、合宿ですけれども、こちらにつきましては、税務の担当としてはやはりこれを設けるのは難しいと考えます。

その理由として、先ほど議員からおっしゃったように、倶知安さんでもやはり、事業者さんのほうでその選定の負担が出てくるといった部分もございます。のべつ幕なし全て合宿が教育上の見地とかといった部分でのものに該当するかどうか、ちょっと私どもではなかなか把握が難しいということと、もしそういった部分で逆に教育的見地で合宿を呼び込みたい、招致したいとかといった場合については、税で特例規定を設けるのではなくて、あくまで扶助として別の政策を構えるのが本来の筋ではないかなと、税務担当としてはそう考えてございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 一つ目の検討会の部分でございます。

先ほどは聞くということに関する別の仕組みをとということもいただいたところでございますが、聞き方という部分については少し考えなければならぬところはあるかと思えます。ただ、最終的に町長が議会に対して提案権をもって提案させていただき、それから、議会の皆さんがそれを最終的に可決、否決いただくと、この仕組みを変えるわけにはもちろんまいりませんので、あくまでも町が仕組みといいますか、予算案を確定するまでの内容についての熟度を高めていくという作業、これがいわゆる共感ということも含めて町長が申し上げたところでございますが、その熟度を高めていくというところについて、今現状で、ではどういう聞き方をするかということは細かくは決まっておりますけれども、早急に、ある程度考えた中で、こういう方法論で検討会をしていきたいというところは早い段階で、ある意味案を考えて、それもご提案申し上げたいと考えてところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ちょっとご質問いただいた中で、使途については、今は宿泊事業者さんが相当今、混んでいる状況でありますので、前回も内部会議をやりましたけれども、その中では3月下旬から開始、早くても3月下旬だなというような打合せをしてございます。ただ、ヒアリング自体は、今もう既にモイワ地区とか昆布温泉地区の皆さんのお声を聞いておりますし、アンヌプリ地区のペンションのお話も伺っていますので、随時、熟度を高めて、3月に一つの案を提示して、そこからたたき台を踏まえて皆さんで協議いただく場を設けていきたいと思えます。

回数とかは、あらかじめ決めるべきものではないと思えますので、それは何度でもやりながら、熟度を高めて進めていきたいと思えますし、今、緊急的に要するものについては、あらかじめ、もう相当なお声をいただいている部分については、着手できる可能性についてはそのことも踏まえて進めて、案ができた段階では、また議会の皆さんにもお示しして、協議させていただきたいというふうに考えております。

それと、先ほどの税の減免のことでありますが、通常、税については税務課長が言ったとおりでありまして、ここがやっぱり町にとって必要だと、こういう合宿を誘致したいとか、こういう長期滞在を認めたい、例えば金沢なんかでは学会を誘致するということで、規模に応じて補助交付金を出すという制度を設けておられましたし、だから、そういう新たなものに対しては逆に観光振興か、もしくは例えば教育振興面での補助金、補助交付金制度というのを立ち上げるのが地方自治体のその全体の予算の見える化には資するのではないかと考えておりますので、そこは逆に見える形のものを用意していきたいというふうに考えております。

それと現在、ご承知かと思えますが、国において今デジタルノマドビザの創設について検討を開始していただいておりますので、今、検討内容についても私のところにも情報をいただいているところでありますが、3か月から最長3年ぐらいというふうに私どものほうではお願いしておりますけれども、このビザ制度との関係もありますので、こういった流れも踏まえて、長期に滞在する人に対する手だてはどういうものがあるのか、ないのかも含めて、引き続き検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 検討会につきまして先ほどお話がありましたけれども、事業者の方もメンバ

一に加えるということでありました。その前に、地区ごとに特色ある問題があるので、懇談会も重ねていきますと。それについてはいいと思うんですが、私は事業者と一言で言った場合に、やはり小規模事業者さんの声あまり今まで反映する場がなかったのではないかと。ちゃんとしたお互いの組織があるわけじゃないものですから。ただ、繰り返し出てきております、支配人会議ということが度々出てきます。そういった大手の方たちからの意見聴取りなり懇談の場というのは、これまでもずっとあったのですけれども、一番弱かったのは、小規模事業者の方からの意見聴取の場がやはり欠けていたのではないかと。そういう意味では、この検討会の事業者というメンバーにおいては、検討委員の選出に当たって、ぜひそういった小規模事業者の方もきちっと反映できるように、そういう選出をしていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

それと、長期滞在の私のイメージは、どちらかというところ、その富裕層の長期滞在の話ではなくて、やはり職人さんが一月、二月、建築現場に入るための宿泊として選んだ宿を対象に考えておりました。そういう方たちの長期宿泊者に対する何らかの配慮というふうイメージしていたわけですが、今のお話ですと、宿泊の額のところで配慮したということではありますけれども、それはそれで一つの新たな当分の間という項目が設けられたということについては評価いたしたいと思っておりますけれども、ちょっと最初に申し上げた長期滞在のところでは、できれば、もう少し検討の余地が、今後、改定なりするときに配慮していただきたいというふう考えておりましたが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 小規模といいますか、小さな宿泊事業者さんをメンバーにということ、これは多様性の観点からも当然ですし、今回いこいの村地区でやった会合も、ほぼ、どちらかというところ、小さなペンションの皆さんとかにお集まりいただいて意見交換させていただいたものも多くあります。ですから、そういういろんな、ニセコの場合は多様性がありますので、それぞれの皆さんが意見反映できるような、そういう形のものにできればしていきたいと思っておりますし、当然これは全て公開でやりますし、私は今回、地区ごとの懇談会が非常に重要だなと思っておりますので、そこはフラクにできる場を日常的に設けていくような仕組みがいいのではないかとこのように思っております。

それと、高木議員が言われた長期滞在のいわゆる工事現場での利用というのは、これは本当に悩ましくて、どういう方策があるか我々もいろいろ検討したり、ほかの事例で適正なところがないか調査しておりますので、それらの対応についてどういう手だてがあるかは引き続き、事業実施までには検討して、また議会にも報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

4番、榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 個別の状況に関してはいろいろあるし、それぞれがこれからできたとしても要望は言っていくべきかなと思うんですけれども、ちょっと気になっているのが、全体の共感を得るために、先ほどから町長は個別にとかということを言われておりますけれども、そもそも5,000人の町に年間60万泊とか延べで入るといった状況が、やっぱりちょっと対策が必要かなというふうに全体では思っております。

税務課長が言われたようなことで、インフラの部分がそれによって逼迫するというような状況はよ

く分かるんですけれども、それから地域交通の問題も喫緊の課題ではあると思います。ただ、先ほどから言われているように、個々の状況を聞いていると、マクロな視点がすごく欠けているのかなというふうに思っているんですけれども、全体として、その辺の対応に関して、デマンドバスなんかも増車すればいいけれども、でも5,000人に60万人、70万人とか来るとなればね、そういうのではなくて、もっと根本的な対策が必要じゃないかと思うんですけれども、その辺について現段階でどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今現在、住民の皆さんとの懇談会をいろいろ通じまして、デマンドバスを一つの例に出しましたけれども、デマンド自体が今2台動かしています。中央地区やいろんなところでの懇談の中でも、全く使えないような、特に西富方面は、ほとんど諦めているというような話もありました。先般の会議の中でも、本当に多く、昼間は大きめな量でのご利用がすごくあったり、観光面での通勤を含めた利用があつて、住民の皆さんが使えないという話もたくさんいただいております。そういう面では、一つとしては小さいかもしれませんが、やっぱりデマンドバスの増車を検討せざるを得ないのではないかなというふうに思っています。

これらについて大きな経費がかかるので、本当はタクシーが、例えば借り上げてチケットを出すことによって全体額をクリアできればいいんですが、今、タクシー自体も全くないということであります。そういったところを解消するために、今回ニセコモデルというタクシー11台の増車事業をやらせていただきましたけれども、これ自体が多少の緩和になるかなという程度のものであつて、本質的なものにはならないと思っています。

このままいくと、順調にいけば1億5,000万円ぐらいのお金が安定的に入る可能性が高いということでありますので、そういう財源を基にして、将来にわたってのバスの運行事業者等の皆さんと地域交通の在り方について話し合つて、できれば持続する形での、シャトル運行であるとか、やっぱり来られた皆さんの移動の自由、それから住民の皆さんがどこかへ行ける、ある程度移動の自由がなければ豊かな生活はできませんので、その辺のリゾート地としての質を高めていくような努力をしていきたいというふうに思っています。

喫緊の課題としては、今回項目を挙げさせていただきましたけれども、その中でももう、緊急課題は地域内交通そのものではないかというふうに思っております。また、全体的な交通でいえば、これからバス事業者さんとも集まっているような議論をさせていただこうと思っておりますが、新千歳空港からのアクセスが、コロナ前は特にひどかったんですが、たくさんの事業者が、それぞれ僅かな数しか乗っていないバスであるとか、あるいはいっぱいバスとかを出しています。これは整理統合することによって、このエリア全体のCO<sub>2</sub>の排出量抑制ですとか、効率的なバス運行に資するわけでありますから、大きな点では、そういった足という面では全体の確保もやっぱり検討していく必要があるというふうに思っております。

それと、我々、今、国連世界観光機関、あるいはグリーン・デスティネーションズから世界の認証をいただきつつありますが、その中でも、やっぱりこれからは国際社会の中で、ある程度認知があつ

て、ここなら安心して長期滞在できるねというようなまちにしていく必要があるのではないかと。そのことによって、逆に環境や景観とか、そこに長期滞在することによるステータスのようなものが生まれて、そのことに憧れる人たちが来るということであれば、オーバーツーリズム解消にも逆になるのではないかというふうに踏んでおまして、こういったことを総合的に、環境モデル都市やSDGs、アクションプランとともに観光ビジョンをきちっと動かしていくという中に宿泊税も入れ込んでいきたい、こういうふうに思って現在進めているところであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 事業者と熟議を重ねていくということで、それには期待しているんですけども、やはり繰り返すにはなりますけれども、すごくマクロな視点ですよね。例えばニセコ町で1日当たり平均何泊行われるかというように対して共感を得るために事業者と熟議を重ねてほしいというふうに思っているのです。つまり、個々の状況をやるのではなくて、全体の目標をしっかりと持った上で個々がそれに対応する、共感していくというような順番をお願いしたいなと思っております。

今、3,000室ちょっとぐらいあるわけですよね。ニセコ町の部屋です。3,000幾つだったように記憶しているんですけども、それが1日に訪れるとすればどのような対策をしたらいいのかというときに、路線バス、デマンドバス、それから、その辺の増便だけで済むのかといったような全体的な数値の把握というものをされているかどうかというのを把握したいんですけども、方向性としては、町長が言われているように、来られた方に失礼がないように、移動の自由を確保するようにというふうにでいいと思うんですけども、その数値的な部分についての裏づけがあるかだけ聞かせてください。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 現状で、今年の3月末の数値であります。ニセコで客室数は2,302室、定員は7,018名というふうに届出数値としてはあります。インバウンド自体の延べ宿泊数が昨年で47万4,000人ということになっているところであります。全体の宿泊稼働状況であるとか、その滞在日数、それから、そこで排出する、環境負荷ですとか、ごみなんかも今は大きな問題で、どうするか、いろいろ事業系のごみをどう取り扱うか検討しておりますけれども、こういったことを含めて、榊原議員おっしゃるとおり、全体の在り方の見直しといいますか、そういった数値は非常に重要だというふうに思っております。

近々発表させていただきたいと思いますが、ニセコに例えば来た方が、私どもには今、ニセコルールがあります、それから景観条例、この二つを今、調査させていただいたところ、ニセコ町民がこの例えば景観条例にどのくらいお金を払えますかということになると、4,000円を超えるお金を払ってもいいというぐらいの数字であります。インバウンドは800円、日本人は大体400円。それで、ニセコルールにつきましても、評価としては日本人については相当低い評価でありましたけれども、町民と、インバウンドの方については高い評価で、800円ぐらいの数字が出ていたというふうに記憶しております。

こういった今現在の社会的な価値という評価も引き続き行いながら、観光の経済効果がどの程度町民生活に回っているのかということもやっぱり日々開示しながら、共感を得ていく必要があろうかと

思いますので、ご質問いただいた趣旨に沿って、またいろんな検討をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

5番、前原議員。

○5番（前原孝植君） 宿泊税を納めない事業者への罰則は設けていますでしょうか。特に外国の方の事業者に必要な説明ができているとは現状思えません。仮に罰則金10万円と考えたとしても、事務負担や説明不足を理由に、私が外国の事業者なら納めません。いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） ただいまの前原議員のご質問にお答えいたします。

罰則規定を設けてございます。条例案をご覧くださいと思うんですが、まず一つは、宿泊事業者様は皆さん特別徴収義務者という義務を負う、税をお客様から頂いて町に納入をするという義務を負っていただく、特別徴収義務者になります。その皆様に対しては、宿泊税に関する帳簿を一定期間きちんと保存して申告していただくという義務が課せられていますので、その条例の作成義務違反に関する罪については、第21条にお示ししているとおりでございます。

それともう一つ、今ご質問にありました外国人の方という部分につきましては、仮にオーナーさんが日本語が通じないとか、そういった部分ですとか、日本というかニセコ界限にいらっしゃる場合につきましては、宿泊税にかかわらず、納税管理人という、代わりに役場との間に立っていただいて、納税の申告ですとか、納付の事務を請け負っていただく方を立てていただくという義務がございます。これにつきましても、守らない場合は過料の規定を設けてございます。

いずれにしましても、宿泊税を導入しているような先行自治体は、私どもと同様の外国人のオーナーさんですとかインバウンド向けの宿泊事業を設けてる事業者さんがたくさんいらっしゃるかと思いますが、そこら辺につきましても、ある程度きちんと宿泊税の制度として皆さんきちんと申告納入いただいていますので、私どもとしましても、その例に倣うですとか、また今後も知見を蓄積するなどとして、今のご心配のようなことがないように事務を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） ちょっと理解不足で申し訳ございません。具体的に税金を納めない方がいた場合に、どのような罰則が科せられるか、罰金が科せられるのかどうか、これをもう少ししっかり具体的に指示していただけないでしょうか。でないと、支払わない方が得だというような方が一人、二人もし現れたときに、真面目に払っている人たち、事業者様に不公平が出ますので、そこら辺を具体的に教えてください。金額が幾らなのか、罰則があるのかというところです。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） お答えいたします。

議案19ページをご覧くださいと思うんですが、今申し上げたとおり、条例案21条にその旨記してございます。きちんと申告のそういった書類を作らない場合は、第21条第1項にお示ししているとおりで、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するという規定を設けてございます。

ただ、以前の議員の皆様とのお話の中でも、本当にやるのか、こういうことをという部分がございます。



ましたけれども、決してこういったことをしたいとは思っていませんが、あえてこういったものを条例案に盛り込んでいるのは、税としてそれだけ重いんだという意味の表れですので、もちろん決してこれを行使することがないような事務を取り進めてまいりたいと思っていますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

8番、木下議員。

○8番（木下裕三君） 本定例会に上程されたニセコ町宿泊税条例において、賛成の立場で討論いたします。

ニセコ町が新たな観光目的税の検討を表明して以来8年となりますが、この間、一緒に進めていた倶知安町が先行して令和元年から導入を開始したり、コロナ禍による検討中断ですとか、また、直近では定率制から段階定額制と変更など、いろいろとありました。個人的には、平成28年から今日の一般質問で10回にわたって質問してまいりまして、やっどここまで来たかという、そういう思いであります。

持続可能な観光地として、本腰を入れてこれからもニセコブランドを築いていくためには、安定的な財源を確保する必要があり、その上で、この宿泊税は一日でも、本当に一秒でも早く導入すべきものだ、必須のものと考えています。ニセコの未来を担っていると言っても過言ありません。

よって、ほかの議員の皆様におかれましても、この宿泊税条例をご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、討論を終わります。

○議長（青羽雄士君） ほかに賛成討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第7号 ニセコ町宿泊税条例の件を採決します。採決は、起立によって行います。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、議事の都合により、午後2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時43分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第8号

○議長（青羽雄士君） 日程第8、議案第8号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第8号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第9号

○議長（青羽雄士君） 日程第9、議案第9号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番（高木直良君） 今回、国民健康保険税の減免に関する条例ということですが、これは手続的に見ますと、本人の届出ということになっています。それでお伺いしたいのは、例えば医療機関で妊娠について確認されるとか、あるいは母子手帳が発行されるとき窓口など、こういうところでこの制度が適用されますよというような周知について何らかの対応があるのか、全く純粹に本人の届出を

待つだけなのか、これについて伺います。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。

母子手帳を窓口で取られたときに、チラシのほうもご用意いたしまして、これでこういう制度がありますという周知はさせてもらっているところでございます。

参考までに、今現在、該当になるとと思われる方は1名というふうになっております。以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第9号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第10号

○議長（青羽雄士君） 日程第10、議案第10号 ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第10号 ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第11号

○議長(青羽雄士君) 日程第11、議案第11号 ニセコ町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番(高木直良君) 今回、収入超過者の特公賃へのあっせんが条例化されるということではありますが、今回、6号棟、中央団地の改修に当たって、非常に収入超過者の賃料が大きく上がるということがありまして、そういった説明会の場でそういう事実を知ったと。今まで制度としてはそういう計算方式になっていますから、上がるということは一応知られているはずなんですけれども、今回に限っていいまして、全面改修ということもあって大幅な賃上げ、賃料の引上げになりまして、そのことについて大変驚いた方はいたというふうに聞いております。

それで、今後のことも含めて、確かに特公賃へのあっせんの仕組みはできるわけですが、改修に伴う賃料の引上げの仕組みについて、あらかじめもう少し周知をすべきだったなというふうに思いますので、今後も、そういう制度ができた後も、この賃料が上がるシステム、仕組みについて、あらかじめ、これから長寿命化計画に基づく大規模改修に当たって、なるべく早めにそれをお知らせする必要がありますのではないかと考えておりますが、それはいかがでしょうか。

○議長(青羽雄士君) 橋本課長。

○都市建設課長(橋本啓二君) 高木議員のご質問にお答えいたします。

今回の中央団地の改修に当たっては、その賃料等の改正についても改修工事の入る1年前にはご提示はさせていただいてはいるんですけれども、なるべく早くご説明できるような体制を取ればなどと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(青羽雄士君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第11号 ニセコ町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第12号

○議長(青羽雄士君) 日程第12、議案第12号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

6番、小松議員。

○6番(小松弘幸君) まず2点ちょっとご質問いたします。

18ページ、2目住宅建設費4億2,200万円ですが、資材の高騰などによって、なかなか建設のめどが立たない状況でしたが、交付金前倒し等の活用実施によって5%上乘せされて、充当率が50%になると聞いております。今回は、2棟16戸のうち2号棟9戸と渡り廊下の建設を予定されているということなのですが、残りの建設部分についてはどのように考えられているのか。

2点目です。20、21ページの高等学校費、補正額が37万5,000円となっておりますが、これは、図書室を利用して生徒が英語に触れ、楽しみながら英語を学ぶ英語村を開設すると聞いておりますが、具体的にどのようなものなのか、英語村について伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長(青羽雄士君) 橋本課長。

○都市建設課長(橋本啓二君) 小松議員のご質問にお答えいたします。

次年度、2号棟が終わりましたら、再来年の令和7年度には1号棟7世帯分と集会所及び接道される町道を整備したいと考えております。さらに翌年の令和8年度には、その公営住宅の駐車場等の外構工事のほうも手をつけていきたいと考えております。以上です。

○議長(青羽雄士君) 淵野課長。

○学校教育課長(淵野伸隆君) 小松議員の2点目の英語村について私のほうから回答させていただきたいと思います。

英語村という場所の名称ですけれども、一般的には体験型で英語の学習ができる場ですとか、楽しく実践的に英語を学ぶ場ということで英語村というものを開設している例がありまして、学校内だけ

ではなくて、自治体でそういったものを設置しているような例もあります。学校ですと大学ですとか高校の中に置いている例が多いかと思います。

ニセコ高校については、現在、国際教育を特色とする新しい高校づくりの取組を進めているところですが、授業以外でも生徒が日常的に英語に触れたり、英語を使ったり、また、海外の文化等に触れたり、そういう場が必要かなというふうに考えております。また、せっかく授業で学んだ英語を実践的に使う場、そういった場も高校に必要ではないかなというふうに考えているところです。

そういった観点で、ニセコ高校の現在の図書室を活用しまして、休み時間や放課後に自由に訪れながら、ALTですとか役場にいるCIRの皆さんを中心に、そうした方々と英語で交流したり、外国の本に触れたり、ゲームをしたり、そういった場をつくっていききたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） すみません、先ほどの小松議員のご質問に対してちょっと補足なんですけれども、2年目以降の財源につきましては、社会資本整備総合交付金を考えております。以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番（高木直良君） 私からも2項目についてご質問いたします。

最初に、同じ18ページなんですけれども、住宅管理費、補償補填及び賠償金、先日の説明においては、住宅間のミスマッチについての解消が行われて、それに関わる補償ということで、移転についての補償ということでありました。それでもう少し、この住宅ミスマッチの解消がどのようにして進んだのか、偶然なのか、あるいはいろいろ調整をして、ここのミスマッチが改善されたのかについて、詳細をお聞きしたいと思います。

それから2点目、21ページでありますけれども、幼児センター費の施設型給付費負担金についてであります。説明においては、2人の保育士が新たに配置されるということによる対応かというふうにお聞きしたんですけれども、この施設型給付費負担金の財源を見ますと一般財源も含まれているようなんですが、これは負担の割合、国や道と、それから町の負担と、どのような割合になっているか、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 高木議員のご質問にお答えいたします。

ちょっと前のデータになるんですが、令和2年に、ニセコ町公営住宅の長寿命化計画の際に、ミスマッチ全世帯対象36世帯あるんですが、その中から大体約半数近くの方が引っ越し費用が課題という答えがございました。今回、その中から抜粋されたということです。

今後につきましても、令和2年の調査なので、またアンケート等は取るんですが、そちらのアンケートを基に、今後、ミスマッチの解消を検討していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 齋藤課長。

○こども未来課長（齋藤徹君） ただいまの高木議員のご質問にお答えします。

高木委員のご質問の中で、職員が2人配置されることによる施設の負担金とおっしゃったんですけれども、職員が2人配置されることによる経費というのはこのことではなくて、この上にある事務用備品と廃棄物処理手数料になります。職員が2人配置されることで、職員室に机を入れなければならぬと、それに関する経費をこちらに見込んでいるというところでもあります。

この施設給付費負担金というのは、ニセコ町外の保育施設に入るという方が2名いらっしゃって、それに対する蘭越町の施設にお支払いするお金という形になっていて、それに対しての財源として歳入でも補正予算を見させていただいていますが、国の国庫負担金が79万円と見ているのが、この135万7,000円に、国の決まりの率というか、58.23%という数字を掛けた79万円というのが国庫負担金で歳入で見ている部分と、あと、道負担金として同じ135万7,000円に道の負担率として20.885%という率を掛けた部分、それのお金が28万3,000円というのが道の負担金として今回歳入の補正で合わせて見ているというところです。なので、それを差し引いた部分について町の一般財源という形になるかと思えます。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

1番、高瀬議員。

○1番（高瀬浩樹君） 3点ほど。

16ページ、農業振興費、6次化産業ということで、サツマイモの加工品を作るということで、この間、説明はあったんですけれども、この半分の128万円、これは一体どのような機械で、最終的にどういう形で物が売られるのか、分かりかねるところで、教えていただきたいと思えます。

あと、バス借上料、30%上げという、貸切り料金が約30%近く上がるということで、これは一体、年明けのスキー事業とか、そういったようなことに対してのこの74万4,000円、これはどういった部分で料金のあれをやるのかなという、もしお聞かせ願えればお願いします。

あと、もう一点、先ほどあった幼児センター、2名ほど職員が今回増えるという説明を受けたんですけれども、子どもたちが増えたということで、この2名が、その補正ではないんですけれども、2名増えるという話だったんですけれども、子どもたちが増えたということであれなのか、それとも今までの体制が、なかなかもう2名ぐらいいないと稼働できないのか、その辺をもしお聞かせできればお願いします。

○議長（青羽雄士君） 中川課長。

○農政課長・農業委員会事務局長（中川博視君） 高瀬議員のご質問にお答えします。

今回の補助事業に関しまして導入予定、乾燥機1台、それで、パッケージデザイン、干し芋を現在作っております、その部分の増産、2倍強の量を増やすという形の部分に対しての6次加工の補助対象という部分になっております。先ほど説明させていただきましたけれども、乾燥機1台分、それとパッケージデザインをお願いするという部分と、それに対しての作業台1台、乾燥機を動かすのにボイラー設備1台という形で、これにより生産量を、現在、日量135袋で進めていたのを325袋まで増やすという形で、その販売に関しては直売中心の部分の道の駅のほうで販売、そのほか、個人売買というか、直接受注があったところに対応するという形で話を伺ってございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） それでは、2点目のご質問について私のほうから回答させていただきたいと思います。ページ数でいくと20ページの中段、バス借上料74万4,000円、この点について回答させていただきます。

バスの借上料については、本年10月に国交省のほうで貸切りバスの運賃の見直しが行われまして、北海道運輸局のほうから新しい運賃が公示されたところでございます。この見直しの趣旨ですけれども、深刻なバス運転手の不足解消ですとか、さらに安全対策をしっかりとっていくという趣旨で、北海道においては下限額の運賃が24%上がっている状況です。ニセコ町の学校では主にニセコバスさんを使わせていただいておりますけれども、ニセコバスさんでもこの貸切りバス運賃制度の見直しに基づいて運賃改定を行われたところで、この後、学校についてはスキー授業がたくさん入っております。今後、その値上げ分と、これまでの執行状況を引いたところでの差額が74万4,000円と、そういった状況になっているところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 齋藤課長。

○こども未来課長（齋藤徹君） ただいまの高瀬議員の3点目の質問、正職員が2人増えるということに対してですが、確かに子どもたちの人数が増えてきているという部分があります。また、保育を必要とする子たちが増えてきているという部分があると思います。そして、幼児センターの子ども、例えば30人に対して職員1人とか、そういうルールはあるんですけども、今それだけではなかなか賄えない、支援が必要な子がございます。そういう子がまた増えてきているという部分があって、なかなか現在の職員だけでは回し切れない、負担が大きくなっているという部分がございます。

また、併せて、幼児センターの職員というのは、我々事務方とまた違うところは、例えば1人欠けたからといって人事異動でぱっと賄えるものではないので、今の年齢構成等を考えて、長期的に考えて計画的に採用していかなければならないと、そういったことも考えておりますので、そういったことで、今回縁のあったお二方を、保育士の有資格者を採用させていただくという形になっております。以上であります。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

4番、榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 12ページなんですけれども、消防庁舎の建設に絡んでですけれども、この予算が出てきて、E C I方式での発注というものが決定されたみたいなんですけれども、E C I方式のメリットに関して、工期短縮ですか、それから経費削減とかとあったんですけれども、今の段階でそのデメリットというかリスクに関してどのような認識をされているかというのをご担当にお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 榊原議員のご質問にお答えしたいと思います。

消防庁舎建設に関しては、今、基本設計をちょうど終えて、これから実施設計に向けて、E C I方式、要するに技術協力者を今回選定するという、そのために審査をするための費用でございます。現在、メリットとしては先ほど指摘のとおりでございます。デメリットとしては、今、建設事業者



の中で、やっぱり人手不足だとかそういった、例えばラピダスが出て、そちらのほうに集中投資されているだとか、いろんな要素がありまして、まず技術協力者が見つかるかどうかということも含めてちょっと懸念しているところはあります。

ただ、そうはいつても、事務的に進めて、いなければどうするかということもあるんですが、リスクとしては、その技術協力がきちっと得られる事業者が選定できるかどうかというのが一つ、このECIの中でのデメリットかなと思っています。

それから、建設コストのほうでも、かなり上がっているということで、それをどれくらいこの技術協力の中で圧縮できるかということもちょっと見えないところがございます、そういったところも実際に懸念しているところがございます。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

7番、齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） 先ほどの英語村のことでもう少し詳しく知りたいと思って質問します。

ちょっと、先ほどの質問と重なるところもあるかもしれませんが、この高校の図書館ですか、そこに英語村を開設するという事はすばらしいことだと思っています。それについて知りたいことは、そのために高校の図書室を少し改造するのに10万円かかるわけですか、それと、その部屋がどういう利用のされ方というか、何か利用のルールというか、そういうものがあるのか、いつも開設されていて、誰でも自由に、学校が開校されている間は自由に使えるのか、それから、そこは英語村ということなので、そこに何か指導をしてくださる、ただ自由に生徒たちが英語を話したいとか、関心ある生徒が自由に行く、ただ、そこに入ったら英語だけで話すという雰囲気かなと思うんですけども、そこにどなたが指導する方とか、そういう方は想定していらっしゃらないのかなと思ったりしています。どういう英語に、少しでもレベルアップしたいとか話したいとかという生徒たちが来ると思うんですけども、まだこれからスタートするわけですね、それでどういうふうにそれを想定しているのか、その辺のところをもう少しお話を伺いたいと思っています。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） それでは、私のほうから英語村についてお答えいたします。

まず、今回の予算提案では、まず消耗品として10万円計上させていただいておりますけれども、これについては、例えば飾りつけですとか英語の書籍、それから英語を使ったゲーム、そういったものを想定しております。そのほか、電話回線の設置ですとか職員常駐のための椅子、プリンターなどを備品購入費で計上させていただいているところです。

今回については、まだ年度当初でもありますので、体制が全て整っているわけではございません。現行の高校に配置しているALTですとか、それから英語の教員、また、役場に勤務されているCIRの皆さんについても勤務の可能な範囲で協力をお願いして、英語村のほうについていただきたいというふうに考えております。

その上で、英語村の利用のルールですけれども、先ほども申し上げたとおり、放課後ですとか休み時間については高校生が自由に訪れて、英語に触れる場というふうにしたいというふうに思っております。

今、ニセコ高校がモデルとしているのは、京都市の日吉ヶ丘高校というところにある英語村を一つモデルにしているんですけれども、そこでは英語だけで話さないといけないというルールはありませんで、英語村の中でも日本語で話していいということにしています。英語を無理して話すことで、かえって苦手意識を生んでしまうこともありますので、そういった苦手意識を持つようなルールをつくるのではなく、自由に訪れて、本当に楽しみながら英語に触れる場、そんな場にしていきたいというふうに考えているところです。

次年度以降、英語村については拡充をして、指導体制も充実していきたいというふうに考えておりますので、これについては当初予算の中で提案をさせていただきたいというふうに考えておりますし、また、将来的には高校生だけではなくて、ニセコ町の小学生、中学生、それから一般の方々も含めて、町民全体の英語学習の場ですとか、国際交流の拠点となるような施設の運用を目指していきたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） もうちょっとお聞きしたいんですけれども、今、ALTとか英語の先生とか、それからCIRの方に可能な限りとおっしゃったんですけれども、場合によっては都合で誰もいらっしゃらないこともあり得るということになりますか。先ほど説明していただいたんですが、放課後とか、学校が授業が終わったときはいつも開設されていて、自由に行って、そこに行ったら誰かに出会うかもしれないし、たまたま出会わないかもしれないんですけれども、その先生方、必ずそういう方がいらっしゃるということはすばらしいんですけれども、いないことも想定されるというふうに考えていいんですか。どうなんでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

可能な限り英語が話せるALT等を配置したいというふうに思っていますけれども、ALTも英語の教員も授業を持っていたり、授業の準備等もありますので、常に常駐できるかというのと、そうでない場合もあるかというふうに思っています。その場合は、生徒自身が英語村の運営に携わっていったりですとか、そういった形で生徒の自主的な運営も含めて考えているところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） それで、この英語村というのはあくまでも会話というか、そういうことを目指して考えているのか、英語に関する、例えば分からないところがあったらチェックしてもらうとか、そういうことも含まれるのかなと思ったんです。というのは、よく海外にはライティング・クリニックだとか、そういうところがあって、ただ会話をするだけじゃなくて、そういう英語に関することに、ちょっとしたことで指導も含まれている場合があるんですけれども、そういうのがあるのか、あつたらすばらしい、さらにすばらしいなと思っているんですけれども、いかがなんでしょうか。あくまでも会話だけですか。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

この場では、会話はもちろんなんですけれども、学習面では英語の受験勉強ですとか、それから

英検の勉強ですとか、そういったものもできればいいかなというふうに思っています。ただ、それ以外にも、例えば英語の歌を歌って楽しんだりですとか、いろんな、英語に限らず、国際文化を学べる場というふうにしたいというふうに思っていますので、あまり特定の内容にこだわらず、広く国際交流ができる場にしていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

9番、篠原議員。

○9番（篠原正男君） 21ページ、先ほど来、質問が相次いでいる幼児センターに関わる役務費並びに備品購入に関してですが、予算説明の中では、現有職員が10名で、2名採用して12名になるというふうに聞いた覚えがあるんですが、それで間違いがないかどうか。

そして、職員定数上の増減というのはどういうふうになるかと併せて、採用の方法は、いわゆる新規卒業者を採用するのか、それとも道内からの経験者を採用するのか、その点について伺います。

○議長（青羽雄士君） 齋藤課長。

○こども未来課長（齋藤徹君） ただいまの篠原議員のご質問にお答えします。

まず1点目については、今お話がありましたとおり、10名が12名になるというところについての対応ということになります。

採用の内容については、1人は新卒の方、そして1人は、今、東京で別の保育所でやられている方で、中途採用です。なので経験のある方、30代の方です。なので、20代の方と30代の方と。今現在いる職員の中での年齢バランスもちょうどいいかなということでの採用になったということです。

定数条例については、教育委員会の定数条例の範囲内の中での採用となります。今ちょっと数字的なものが僕の頭にないので、もしお時間いただければ改めて回答させていただきたいんですが、よろしいですか。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 了解いたしました。

定数に関しましてですが、定数条例では教育委員会関係機関含めて22名の定数となっています。ですから、その22名の現行の定められた定数から増えるのか増えないのかということをお伺いしています。

○議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 私が答えるところを齋藤課長がちょっと答えてしまったんですが、現在定数22で、今、教育委員会は1名の残数がございまして、2名増えることによって定数を超えることに予定しておりまして、3月の定例会で定数条例の改正を一応予定しております。これについてはまた改めてその改正の中身について説明させる機会を設けさせていただきたいと思いますが、一応そういうことで考えております。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 定数条例の枠がないのに1名採用予定ということは、これは行政運営上あり得るのでしょうかということです。つまり、定数の枠を持っていて、なおかつそこで採用数を確定しますということが通常の扱いではないかと思うんですが、万が一、議会が否決した場合は、それは採用

できなくなってしまうということですから、その手続上、本当に問題ないのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 現状で1減のところを2名という予定をさせていただいております。これは3月の改正時に、定数条例の改正をさせていただくべく準備をしております。そのこの部分の条例について、よくご理解いただけるようにご説明を申し上げて、その上で採用していきたいという考え方、採用は、内定はさせていただいておりますけれども、その定数条例がきちっと上程したものが通るべくご説明を申し上げたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 聞いているのは、それが手続上問題ないかどうかということを知っていて、そういう経過がありましたということで済むのかどうか、手続上、本当に問題がないということで、3月に上程するという事なのかどうか、そこだけです。

○議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 私のほうから再度説明させていただきたいと思います。

定数条例の手続論について、問題がないかどうかというと、今現在の採用の関係においては問題ないというふうに認識しております。というのは、全体の定数枠が96名で、今、4名ほどの空きがございまして、これについては人事異動も含めます等もありますので、全体として22名の枠で収まるような形で最終的に調整を図るということになるかと思っておりますので、一応定数条例の改正は提案させていただく予定ではおりますけれども、最終的には今の現枠内において調整できるような状況にはなっているかというふうに思います。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 定数条例の枠の中でという扱いというのは、いわゆる行政委員会に、例えば農業委員会は2名ですと、議会事務局は2名ですと、教育委員会は22名ですと、町長部局は72名ですと、これは定めたことであって、それを自由にやり取りできるという趣旨のものではないんだと私は解釈します。そのこのところだけ見解をお願いします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいま篠原議員おっしゃったとおりでありまして、条例定数の改正が先だというふうに思います。

ただ、実は、健康上のことで休まれている方もおられて、それら定数条例の総枠ではその範囲で収まるんですけども、やり取りは、最終的に人事の中で最終調整をして、人事異動がありますので、その中でカバーできなければ3月に条例提案させていただくということにしておりますので、原則論からいうと、中身がどうあれ、篠原議員のおっしゃるとおりで、そこは今後、定数条例優先ということでやらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

詳細については後でまた中身のことはご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第12号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第13 議案第13号

○議長(青羽雄士君) 日程第13、議案第13号 令和5年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第13号 令和5年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第14号

○議長（青羽雄士君） 日程第14、議案第14号 ニセコ町特別功労表彰者の決定についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、追加議案でございます。第8回ニセコ町議会定例会議案（追加）の資料をご用意いただきたいと思います。それからタブレットでいきますと、頭の番号が103番でございます。

日程第14、議案第14号 ニセコ町特別功労者表彰の決定についてご説明いたします。

議案第14号 ニセコ町特別功労表彰者の決定について。

下記の者は、別紙のとおり功績が顕著であり、ニセコ町特別功労表彰者として決定したいので、ニセコ町表彰条例第6条の規定に基づき議会の議決を求める。

記。住所、虻田郡ニセコ町字宮田59番地。氏名、猪狩一郎。生年月日、昭和23年9月7日。

令和5年12月21日提出。ニセコ町長、片山健也。

本件につきましては、12月14日に表彰審議委員会を開催し、町長から諮問し、審議結果について答申をいただいたものでございます。

今回諮問いたしましたのは、ニセコ町表彰条例及びニセコ町表彰条例施行規則に基づく審査基準により、特別功労候補者1名について、審査の結果、表彰審議委員会に提案した諮問功労調書のとおり表彰するという事とし、ニセコ町表彰条例第6条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案最後のページ、被表彰者の経歴をご覧ください。

猪狩一郎氏の功績概要を申し上げます。

猪狩氏は、農業経営をされる傍ら、平成16年5月から平成19年4月までの3年間、ニセコ町農業委員会委員として、本町の農業振興発展に尽力されております。

そして、平成19年5月、地域住民の高い信望と負託を受けて、ニセコ町議会議員に当選され、以来、令和5年4月までの16年間の長きにわたり、本町の町勢振興発展に大きな貢献をされました。

特に平成23年5月からは町議会副議長、令和元年5月からは町議会議長として、その強い志と使命感により山積する地域の諸課題の解決に尽力し、町政の発展と住民生活の安定向上に尽くした功績は極めて顕著であるとともに、その活動は住民の信望も厚く高い評価を得ております。

ニセコ町表彰審議委員会により特別功労者表彰者として適格であるとの答申を受けましたので、ここに、ニセコ町表彰条例第6条の規定に基づき議会の議決を求めます。

なお、表彰につきましては、令和6年1月9日に開催予定の新年交礼会にて行う予定をさせていただきます。

主な功績の表につきましては、公職名及び在職期間、こちらを掲載しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

議案第14号に関する提案理由の説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、議案第14号 ニセコ町特別功労表彰者の決定についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 ニセコ町特別功労表彰者の決定についての件は同意することに決しました。

#### ◎日程第15 議員派遣の件について

○議長（青羽雄士君） 日程第15、議員派遣の件についての件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

#### ◎日程第16 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（青羽雄士君） 日程第16、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長よりお手元に配付したとおり、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

#### ◎日程追加の議決

○議長（青羽雄士君） 先ほど、小松弘幸議員から、意見案第2号 国立病院の機能強化を求める意見書案の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

意見案第2号について日程に追加し、追加日程第17として議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第17 意見案第2号

○議長(青羽雄士君) 日程第17、意見案第2号 国立病院の機能強化を求める意見書案の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

6番、小松弘幸君。

○6番(小松弘幸君) 本件は、議員各位のご理解をいただき採択されました請願第1号の意見書でございます。私、小松が提出者となり、榊原議員、大野議員、篠原議員、高木議員が賛成者となって、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣に対し、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出しようとするものです。

それでは、意見書の趣旨をもって説明に代えさせていただきます。

意見案第2号 国立病院の機能強化を求める意見書案。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、感染症対策のみならず、日本の医療体制の脆弱さが浮き彫りとなりました。医療体制の逼迫した状態が続き、療養施設や自宅待機を余儀なくされ、十分な治療や入院ができぬまま亡くなるという痛ましい事例も相次ぎました。まさに医療崩壊の危機に直面する事態となりました。

全都道府県にネットワークを持つ国立病院をセーフティネットとしての中心的役割を果たせるよう機能を強化することは、地域医療を守り、充実させることにつながります。

よって、国においては、国立病院が高度専門医療、研究開発、新興感染症や災害医療対策において、十分な役割を發揮できるよう対策を講じることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(青羽雄士君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、意見案第2号 国立病院の機能強化を求める意見書案の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。



次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、意見案第2号 国立病院の機能強化を求める意見書案の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長(青羽雄士君) 以上をもって、今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了しました。

これにて、令和5年第8回ニセコ町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 齊 藤 うめ子 (原本自署)

署 名 議 員 小 松 弘 幸 (原本自署)